

第73回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年3月9日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月9日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 第 20号議案 | 宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定について                    |
| 日程第 2  | 第 21号議案 | 宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定について                  |
| 日程第 3  | 第 22号議案 | 宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4  | 第 23号議案 | 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について        |
|        | 第 24号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について              |
|        | 第 25号議案 | 宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について            |
|        | 第 26号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について   |
| 日程第 5  | 第 27号議案 | 宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について      |
| 日程第 6  | 第 28号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について                   |
|        | 第 29号議案 | 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について           |
| 日程第 7  | 第 30号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正について                        |
| 日程第 8  | 第 31号議案 | 宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について                 |
| 日程第 9  | 第 32号議案 | 宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止について           |
| 日程第 10 | 第 33号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について                    |
|        | 第 34号議案 | 辺地に係る総合整備計画の変更について                      |

日程第 1 1	第 35号議案	相互救済事業の委託について
日程第 1 2	第 36号議案	市有財産の処分について
日程第 1 3	第 37号議案	平成29年度穴粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 1 4	第 38号議案	平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)
	第 39号議案	平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
	第 40号議案	平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	第 41号議案	平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	第 42号議案	平成28年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
	第 43号議案	平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 1 5	第 44号議案	平成29年度穴粟市一般会計予算
	第 45号議案	平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 46号議案	平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 47号議案	平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 48号議案	平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計予算
	第 49号議案	平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 50号議案	平成29年度穴粟市下水道事業特別会計予算
	第 51号議案	平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 52号議案	平成29年度穴粟市水道事業特別会計予算
	第 53号議案	平成29年度穴粟市病院事業特別会計予算
	第 54号議案	平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1	第 20号議案	穴粟市中広瀬多目的広場条例の制定について
日程第 2	第 21号議案	穴粟市健康づくり推進協議会条例の制定について
日程第 3	第 22号議案	穴粟市個人情報保護条例及び穴粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第 23号議案	穴粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の

一部改正について

- |        |         |                                       |
|--------|---------|---------------------------------------|
|        | 第 24号議案 | 宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について            |
|        | 第 25号議案 | 宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について          |
|        | 第 26号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 日程第 5  | 第 27号議案 | 宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について    |
| 日程第 6  | 第 28号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について                 |
|        | 第 29号議案 | 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について         |
| 日程第 7  | 第 30号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正について                      |
| 日程第 8  | 第 31号議案 | 宍粟市立学校給食センター条例の一部改正について               |
| 日程第 9  | 第 32号議案 | 宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止について         |
| 日程第 10 | 第 33号議案 | 宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について                  |
|        | 第 34号議案 | 辺地に係る総合整備計画の変更について                    |
| 日程第 11 | 第 35号議案 | 相互救済事業の委託について                         |
| 日程第 12 | 第 36号議案 | 市有財産の処分について                           |
| 日程第 13 | 第 37号議案 | 平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について  |
| 日程第 14 | 第 38号議案 | 平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）                |
|        | 第 39号議案 | 平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）        |
|        | 第 40号議案 | 平成28年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）           |
|        | 第 41号議案 | 平成28年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）        |
|        | 第 42号議案 | 平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）            |
|        | 第 43号議案 | 平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）          |

- 日程第 1 5 第 44号議案 平成29年度穴粟市一般会計予算  
 第 45号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険事業特別会計予算  
 第 46号議案 平成29年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計予算  
 第 47号議案 平成29年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計予算  
 第 48号議案 平成29年度穴粟市介護保険事業特別会計予算  
 第 49号議案 平成29年度穴粟市訪問看護事業特別会計予算  
 第 50号議案 平成29年度穴粟市下水道事業特別会計予算  
 第 51号議案 平成29年度穴粟市農業集落排水事業特別会計予算  
 第 52号議案 平成29年度穴粟市水道事業特別会計予算  
 第 53号議案 平成29年度穴粟市病院事業特別会計予算  
 第 54号議案 平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 岸 本 義 明 議員   | 2 番 稲 田 常 実 議員   |
| 3 番 林 克 治 議員     | 4 番 藤 原 正 憲 議員   |
| 5 番 飯 田 吉 則 議員   | 6 番 大 畑 利 明 議員   |
| 7 番 東 豊 俊 議員     | 8 番 福 嶋 齊 議員     |
| 9 番 榎 橋 美 恵 子 議員 | 1 0 番 西 本 諭 議員   |
| 1 1 番 実 友 勉 議員   | 1 2 番 高 山 政 信 議員 |
| 1 3 番 鈴 木 浩 之 議員 | 1 4 番 山 下 由 美 議員 |
| 1 5 番 岡 前 治 生 議員 | 1 6 番 小 林 健 志 議員 |
| 1 7 番 伊 藤 一 郎 議員 | 1 8 番 秋 田 裕 三 議員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書	記 上 長 正 典 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書	記 清 水 圭 子 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
---------------	-----------------

教 育 長	西 岡 章 寿 君	会 計 管 理 者	尾 崎 一 郎 君
一宮市民局長	楳 谷 米 男 君	波賀市民局長	松 木 慎 二 君
千種市民局長	幸 福 定 利 君	企画総務部長	中 村 司 君
まちづくり推進部長	坂 根 雅 彦 君	市民生活部長	小 田 保 志 君
健康福祉部長	大 島 照 雄 君	産 業 部 長	中 岸 芳 和 君
農業委員会事務局長	山 石 俊 一 君	建 設 部 長	鎌 田 知 昭 君
教育委員会教育部長	藤 原 卓 郎 君	総合病院事務部長	花 本 孝 君

(午前9時30分 開会)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されております。

その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧を願います。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第20号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第20号議案、宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) おはようございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告をいたします。

平成29年2月28日に審査付託のありました、第20号議案、宍粟市中広瀬多目的広場条例の制定については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第20号議案については、県有地を取得し、イベント時の臨時駐車場など多目的に利用していただく広場として整備を行っています。市内のほかの公園と同様、供用開始に必要な管理や使用料等の利用に関する条項を定める必要があるための条例制定となっております。

審査過程において、適正な維持管理を求める意見がありました。

審査の結果、第20号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第2 第21号議案

議長(秋田裕三君) 日程第2、第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 平成29年2月28日に審査付託のありました、第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定については、3月3日に、第15回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

平成30年、2018年度に計画期限を迎える健康増進計画「健康しそう21」と「宍粟市食育推進計画」は、これまで別々に策定され、進行管理は宍粟市健康づくり推進

協議会が一括して行ってきました。

第21号議案では、健康増進計画と食育推進計画を一体化した計画として策定するに当たり、宍粟市健康づくり推進協議会を要綱による設置から、宍粟市自治基本条例に基づく、市の附属機関として位置づけることで、市民の参画の機会、会議の透明性等を確保しようとするものです。

審査の過程で、地方自治法に規定する附属機関とは性質が異なるのでは。また、条例による設置の必要性があるのかなどの質疑が出されました。それに対し、食育基本法の規定から、食育推進に係る会議は条例による設置が望ましいと判断したとの回答でした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第21号議案、宍粟市健康づくり推進協議会条例の制定については、全会一致で可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第21号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第22号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 平成29年2月28日に審査付託のありました、第22号議案、宍粟市個人情報保護条例及び宍粟市個人番号利用等に関する条例の一部改正については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

改正内容としましては、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言の整理、条ずれの対応等を行っております。

また、2月に改正されました宍粟市就学援助規則において、準要保護者の判定において、従前から庁内で情報連携しておりました税に関する情報、日本人及び外国人の生活保護に関する情報に加え、新たに扶養手当に関する情報も庁内で情報連携を行い、準要保護者の判定に利用するものであります。

審査の結果、第22号議案については適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第22号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第23号議案～第26号議案

議長（秋田裕三君） 日程第4、第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてから、第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題といたします。

本4議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 平成29年2月28日に審査付託のありました、第23号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、第24号議案、宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、第25号議案、宍粟市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、第26号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、第23号議案については、平成28年12月開催の第72回宍粟市議会定例会において、平成29年1月1日施行の児童福祉法の改正に伴い、養育する子の範囲を拡大しましたが、今回の改正は、その拡大した規定のうち、平成29年4月1日施行の児童福祉法の改正に伴い、里親の定義が見直されたことによるものであります。

児童福祉法第6条の4で里親の定義として、第1号「養育里親」、第2号「養子縁組里親」、第3号「都道府県知事が適当と認める者」と規定されたことによる条

ずれ、「養子縁組によって養親となることを希望している職員」を「養子縁組里親である職員」と文言の改正がされたことによるものであります。

次に、第24号議案については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に準じた改正となっており、職員が特別養子縁組を希望し、養育里親としての委託を受けて現に監護する子など、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も対象とできるよう改正を行うほか、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業が取得できる期間を現行の1歳から1歳6カ月に達するまでとする改正となっております。

次に、第25号議案については、人事院規則が改正されたことに伴い、国と同様の措置が講ずることができるよう必要な規定を追加しています。

内容といたしましては、地方公務員法第26条の6第3項を追加、また、地方公務員法第26条の6第3項で規定する、条例で定める配偶者同行休業の期間を配偶者の勤務が長引いた時に再度の延長ができるよう追加をしております。

次に、第26号議案については、平成29年4月1日施行の人事院規則の一部改正に準じ、医療職給料表4級以上職員である者については、行政職給料表9級以上職員に相当する職員であると定義されました。そのことから国家公務員に準じ、扶養手当の支給に関して子に係るものを除き、扶養手当を支給しないと規定するものでございます。また、平成32年3月31日までの間で、扶養手当の減額の影響を緩和する観点から、段階的に実施することとなっております。

審査の結果、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案までの4議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本4議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第23号議案を採決します。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第23号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第27号議案

議長（秋田裕三君） 日程第5、第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第27号議案については、宍粟防災センターにある地震体験施設などの撤去など、総合市民協働センター機能の整備により、人権推進課を宍粟防災センターに移動する予定であることから、宍粟市役所北庁舎、宍粟市山崎町今宿5番地15から宍粟防災センター、宍粟市山崎町鹿沢65番地3に改正しようとするものであります。

審査過程で防災センターに移動することにより、他部署や警察との連携が取りにくくなり、サービスの低下に繋がるのではないかと、また、ワンストップサービスの理念に反するのではないかと意見が出されました。

一方で、商店街の活性化とともに若者や子育て世代が集える拠点づくりの一環として考えるべきではないかと意見が出されました。

審査の結果、第27号議案については、適切と判断し、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。今の報告の中では、懸念事項も私が本会議で質問したように、ワンストップサービスなんかができなくなるというような指摘もあったという報告がございました。

それで、担当委員会に出された資料を見てみますと、要は一番大きな原因というのは、今回消費者センターを移動せないけない要因というのは、人権推進課の相談業務全体を要するに防災センターに持っていくので、人権推進課が所掌している消費者センターも移さなければならないという、そういう単純な問題でわざわざこういうことをされておるんですね。

実際に出されておる生活相談件数の資料を見てみますと、年間、平成27年度でも149件とか、平成28年度で1月末までに112件というふうにかなりの件数があるわけですよ。このうち、恐らく消費者センターだけで関係するものではなしに、警察にも相談かけたりとか、ほかの部局にも相談かけたりとか、また逆に市民生活部での滞納に来られた方がそういう消費者相談とあわせてするとか、健康福祉部の相談に来られた方が消費者センターとあわせて相談するとか、そういう事例は本会議では少ないというふうにおっしゃいましたけれども、これから先のことを考えても、高齢者の皆さんがこちらのほうへ来たら、あらゆる部署での相談に立ち会ってもらえる、そういうふうなことで今までワンストップ、ワンストップということが大変強調されてきたのに、そういうことがなくなるというふうなことが市民にとってどういことなのか、そういうふうなことについてもっと深い論議はなかったですか。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

総務常任委員長（高山政信君） 岡前議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

そういった市民の方々が移動に困られるというような議論もございました。そのことにつきましては、相談者の方々、いろんな移動手段として極力職員の方々がその移動について携わっていきたいというようなことが質問の中にございました。そういった手だてをしていただいで取り組んでいただきたい。また、警察との関連のこともございました。警察もちょうど防災センターの前に常駐しておられる駐在所、ポリボックスもございますし、そういった関連でですね、かなりセキュリティにはしっかりとした取り組みができるんじゃないかなというようなことを申されておりました。

以上であります。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。先ほども総務常任委員長に質問しましたけれども、その担当部より出されておる資料を見ますと、消費者センターの所掌事務が人権推進課になっているから、今回の人権推進課が防災センターに移るからというのが最大の理由であります。これでは、市民の利便性、これまで言ってこられたワンストップサービスとは相反することになるわけでありまして。新庁舎を急いで建設したときも、北庁舎を購入したときのワンストップサービスを最大の大きな理由にされておりました。事務担当課の移動により市民相談の利便性を低下させることはあってはならないことであり、今までの当局の説明にも反することであり、容認できるものではありません。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 聡君） 第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

宍粟防災センターを総合市民協働センター機能に整備する計画により、現在北庁舎にある人権推進課を防災センターに移動することによって、相談室も複数確保でき、相談者が気軽に相談できる環境づくりができると思います。

一方で、他部署との連携が取りにくくなるとの懸念もありますが、相談者に丁寧に寄り添うことにより、この問題は解消できると考えております。

したがって、第27号議案に賛成をいたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第27号議案、宍粟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例に反対の立場で討論したいと思います。

反対の理由といたしましては、一つには、消費生活センターが現在の北庁舎に設置された経緯に反しているからでございます。消費生活センターは、宍粟市が兵庫

県の庁舎を購入する際に、当該庁舎は健康福祉部門や各分野の相談窓口を北庁舎に集積をして、市民の暮らしを守る総合相談センターとして機能を持たせるという説明で、現在の場所に移して消費生活センターというものを設置された経緯がございます。今日の消費生活に関するさまざまな被害、そういうものがまだまだ減っておらず、むしろ増えている状況でございますから、さらに消費生活センターの充実をさせる必要があるというふうに思います。

二つには、その消費生活センターの役割と住民サービスの関係において、あまり検討がされていないというか、考えられていないというふうに思うからです。消費生活センターの仕事の中心は、消費生活相談であります。その相談業務は個々の消費者の救済だけではなくて、消費者への啓発や相談の入り口から消費者政策の立案に向けて役立てられるというものがございます。その相談の窓口は相談のしやすい場所、あるいは環境というものが重要でございます。被害の救済を考えた場合は、各行政機関との連携がとりやすい場所が最適と考えますし、そういう意味では、現在の場所が最も適していると言えるのではないかと思います。

例えば、高齢者を狙う詐欺的な事案、相当多くございますが、これは宍粟警察との連携がとりやすく、市民も安心して相談できると思います。委員長報告では、防災センターの前にもポリボックスがあるという報告がございましたが、これは全く機能が違います。生活安全というところはあのところにはございません。宍粟警察の中にそういう詐欺被害などの相談窓口があるわけでございます。

また、消費者の中には多重債務を抱えて苦しんでいる人たちがいますし、その人たちとの生活再建などを一緒に考えていく、そういう事案に対しては消費生活センターや福祉部門とのかかわりが非常に重要だと思います。さらに、市役所は全体的に市民の相談窓口であります。そういう市役所との連携が十分とれる北庁舎が消費生活センターの位置としては最適と考えられます。

防災センターへの移動に対してショッピング施設や食事施設が近接している、あるいは防災センターには社会福祉協議会や喫茶店があることなどから、相談者の精神的負担の軽減に繋がるというふうに説明がされておりますが、これ逆だと思います。相談者の心理から言えば、警察が近くにあることや相談対応が可能な行政機関が近くにあることこそ、相談者の精神的負担の軽減になると考えます。

市民協働センター機能を推進するということに対しては、異論はございませんが、消費生活センターをそこから切り離して、現在の場所にしっかり消費生活センターを位置づけて、さらに充実した機能が発揮されるように望むものであります。

以上の点から、原案に反対するものでありまして、議員各位の賢明な御判断により御賛同いただきますように、お願い申し上げます。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、伊藤一郎議員。

17番（伊藤一郎君） 第27号議案に賛成の立場で討論いたします。

防災センターを地域創生や市民協働のまちづくりを目指して、総合市民協働センターに移行しようとするものであります。地域の活性化の中心としての役割もあり、住民の行きやすいところなので、消費生活センターの適地であると思っておりますので、賛成いたします。

議長（秋田裕三君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

第27号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第27号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第28号議案～第29号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてから、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成29年2月28日に審査付託のありました、第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてから、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてまでの2議案は、3月3日に、第15回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第28号議案は、兵庫県の行財政構造改革の一環で、老人医療費助成事業が平成29

年6月で廃止され、それに類する高齢期移行助成事業を新設することに伴い、宍粟市の福祉医療費助成条例の一部を改正するものです。

この高齢期移行助成事業では、これまでの低所得2の対象の要件に、日常生活動作が自立していないとされている者、要介護2以上という要件が追加されます。経過措置として、6月末時点で65歳になられる方については、現行制度が適用されます。

審査の過程で、市民への影響についての質疑が出されました。制度移行に伴う経過措置が設けられてはいますが、どうしても新旧制度のはざまになる方、助成の対象外となる方が、来年度で20名出ると予測されています。しかし、県事業であること、あわせて健康寿命また就業年齢の延伸、医療費等の伸びなどを勘案し、今回の改正案は妥当であるとの結論に至りました。

次に、第29号議案は、母子または父子家庭の父母及びその児童などを対象に医療費の一部を助成する制度の子ども医療費に係る所得制限を、児童扶養手当全部支給から、一部支給の所得基準に緩和するものです。この改正により、受給者は来年度126名増えると予測されています。子育て支援、児童福祉等の観点から、今回の改正案は妥当であるとの結論に至りました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてと、第29号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について2議案については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。これも本会議でどんな影響があるのかということを示してもらおうようお願いしておりました。それで、資料として市民生活部の資料が出てきておりますけれども、一応部長にも聞いてみたんですけども、現行と今度、高齢期移行助成事業という名前になって区分1、区分2というふうに分かれる中で、具体的に先ほど20名ほどに影響があるというふうに言われましたけれども、その20名というふうな数字をどこから読めるのかというのが全くわからないんですけども、そのあたり詳しい説明がありましたら教えていただきたいと思っております。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 岡前議員の御質問の部分は、その20名の根拠ということでしょうか。その20名の内訳というか、どういう方がその20名に含まれるかということの説明ということで、ちょっとそのあたりをもう一度教えていただきたいんですけど。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 要するに、私がお聞きしたいのは、改正前、改正後ということで表がつくってあります。例えば区分1でありますと経過措置対象者、非対象者で、関係がしてくる、例えば平成29年度の数字でもいいんですけども、言っただけだと、区分1の方は対象者が115名で、非対象者が27名、で142名。これは低所得1の方はほぼ区分1と全く一緒というふうなことになるって、その区分2の方が今後要介護度の2以上というふうな新しい基準が入ることによって、平成29年度については、非対象者の方がその22名から2人というふうなことで、先ほど言われた20名というふうなことに読めるのかというふうなことが、先ほどの20名というふうなことで読めるんですけども、あとの平成30年度以降について、延べ人数ではこの影響が出てくる人が増えてくるというふうなことになるのか、そのあたりのところをどう読んで、この表からどう読み取れるのか、そのあたりの説明を聞いておられたらということなんです。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） ありがとうございます。

まず、その表でいくと、上の区分1、区分2という方はそのまま低所得1、2から移行する方なので、該当される方です。で、非該当のところ、平成29年度では改正前であれば3,305人が非該当だったものが、改正後には3,325人が非該当になるということです。ここの差が20ということなんです。

あとは、この制度65歳から69歳という区切りがありますので、年齢が69歳を超えてくるということで、人数はどんどん変わってくる、あとは入ってくるということで、その母数が変わってくるので、平成29年度での直近の影響については説明を受けましたが、その後、それが増えていく、増えていかないということは、その年齢によってだと思えます。

以上です。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 表の見方はわかったんですけど、ということは、要するに

今65歳の方は、要は経過措置で適用とされるけども、新しく65歳になる方で非該当になるというふうな方はどんどん増えていくと。要するに、昭和32年については、そういうふうに違いますよね。

例えば、先ほどの説明であつたら、昭和32年の人では全体として2,890人、こちらの非該当というのが2,964人とか、ここの区分1、区分2、それで非該当というところの表の意味が、私はわからないんですけれども、いかがでしょうか。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 岡前議員の御指摘のとおり、年度が平成29から32とかといくことによって非該当の方の人数は増えたり減ったりすると思います。これは要介護2以上ということも要件にかかわってきますので、そのときの認定の発現率みたいなものを予測したものと、あと年齢等を勘案しての予測だと思しますので、その数字がただ単に増えていく、増えていかないということよりも、要介護2以上という規定が加わったことによって、左の表よりも右の表のほうが数字が増えていると思いますので、そこの差だと思うんですけども。

例えば、平成32年だったら、これまでの制度でそのままいけば、平成32年度には所得要件だけで要介護認定のことと関係なく2,890人が該当になるんですけども、改正になって要介護2以上という規定も加わったことによって2,964になるということだと思います。違いますか。それは数字が増える増えないということよりは、左と右の表の比較です。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑ありますか。

再び、15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） ここで言われておる対象者、非対象者というのはどういう定義づけで分かるといえるのでしょうか。それがわかってもこの数字の流れがもう一つわからないんですけども。それでその3番目の数字として、多分1と2をまとめたものがこういう数字が最終的に出てきとるのか、この上にある区分1も非該当者というのがあって、区分2でも非対象者というのがあって、それで、三つ目の表では非該当というふうな部類で分けてあって、最後、合計でこういうふうな数字で、最終的な合計では改正前とは変わりませんよというふうなことになっているんですけども。そもそものこの表の作り方がわからないんですけども。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 御指摘のとおり表の作り方には問題はあるとは思いますが、そこの対象者、非対象者というのは、経過措置の部分の経過措置

に入る方とそうではない方という意味での非対象、対象というふうに分けていて、表の上段2個は該当している方、下がこの助成事業に該当されない方です。わかりますかね。経過措置の対象になる方はいらっしゃるんですけど、とその経過措置の対象にならない方がどうしても出てきますので、そういう意味の区分だというふうに思います。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第28号議案については、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 先ほどのやりとりでも肝心の今回の基準が厳しくなることによって、どれだけの方が対象から外れるかというふうなところがはっきりはしなかったんですけども、もともと高齢者の福祉医療というのは、本当に本会議でも言いましたけれども、低所得者にとっては大変大きな役割を果たしている制度であります。

今回、本当に基準を厳しくすることによって、対象者が減るということは明らかであります。

こういう要は県にすれば県費の支出を減らすための制度でありますけれども、こういう支給要件の改正によって支給者数を減らすということは、私は本来許されないことでもあります。

もし、これは県の随伴事業というふうな言い方はされますけれども、あくまで市の条例で定められていることであって、財源の持ち合いが半分半分というふうな制度になっているだけで、本来は市の制度であります。もし、こういうふうな改悪を県がしたとしても、本来であれば市が独自に従来どおり福祉医療を受けられるような措置を私はとるべきだと思います。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、榎橋美恵子議員。

9番（榎橋美恵子君） 第28号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正につい

て、賛成の立場で討論を行います。

県の行革プランの一つ、見直しの視点としましては、昭和46年度より実施してきた高齢医療費助成事業について、現在、平均寿命が創設当時から大きく延伸し80歳を超えていること。今後、団塊世代が70歳を迎え、65歳から69歳の人口も減少し、特に人口の多い世代ではなくなること。就業者、就労希望者を含む方も増加していることを踏まえ、65歳から69歳を老人として扱う当該事業は廃止することとしました。ただし、一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な方に限定した高齢期移行助成事業を創設するものでございます。決して全てを排除するものではありません。

したがって、第28号議案は、妥当だと判断し賛成いたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第28号議案を採決いたします。

第28号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第28号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第30号議案

議長（秋田裕三君） 日程第7、第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたもので

あります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君）平成29年2月28日に審査付託のありました、第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正については、3月3日に、第15回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第30号議案については、消費税率10%への引き上げを平成31年10月まで延期することなどによる地方税法改正に伴う宍粟市税条例の一部改正です。この件については、市町村の裁量がないことから、特に質疑等はありませんでした。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第30号議案、宍粟市税条例等の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

議長（秋田裕三君）民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君）質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君）御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君）御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第31号議案

議長（秋田裕三君） 日程第8、第31号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 報告をいたします。

平成29年2月28日に審査付託のありました、第31号議案、宍粟市立学校給食センター条例の一部改正については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第31号議案については、千種中学校区において園小中高一貫教育を推進する施策の一つとして、兵庫県立千種高等学校へ学校給食を提供するための条例を一部改正するものであります。

審査過程で学校給食法の趣旨に逸脱しないかとの質問がありましたが、文部科学省体育保健課に問い合わせたところ、義務教育に係る給食に影響を与えないことを前提に可能であり、また、県下でも幼稚園や保育所へ提供している事例もあることから導入する判断をしたとの回答がありました。

費用面につきましても、牛乳や地産地消にかかる補助分の個人負担、配達費用等を考慮し、1食あたり中学校よりも50円高い設定にしているとの説明がありました。

審査の結果、第31号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものといたしました。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了

したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第32号議案

議長(秋田裕三君) 日程第9、第32号議案、宍粟市在宅心身障害者(児)小規模通所施設条例の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものがあります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 平成29年2月28日に審査付託のありました、第32号議案、宍粟市在宅心身障害者(児)小規模通所施設条例の廃止については、3月3日に、第15回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第32号議案については、就労継続支援B型事業所である宍粟市立さつき作業訓練所は、現在、NPO法人「宍粟市手をつなぐ育成会」に施設を貸し付けし運営していただいています。育成会では、平成29年度以降の運営が困難になったことから、土地、建物もあわせてその事業を、隣接する「さつき園」に移管することとなりました。「さつき園」においても、就労継続支援B型事業所があること、また、そもそも「さつき作業所」は「さつき園」に入所できない方のための小規模作業所からスタートしていること、また、育成会の状況等を考え、今回の廃止は妥当であるとの結論に至りました。

審査の過程で建物及び地元自治会と相互利用していた土地に関する質疑がありま

した。建物については公有財産ですが、将来的には無償譲渡の方向で検討していること、また、土地については貸し付けの契約相手が変わるだけで、利用実態に変わりはないとの回答でした。

最後に、地元自治会などへの丁寧な説明、また利用者の障がい特性、心理的影響などを考慮して、環境の変化を最小限に抑えること、また、十分な移行期間を設定することを委員会からの意見として申し添えておきます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第32号議案、宍粟市在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の廃止については、全会一致で可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようであります。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第33号議案～第34号議案

議長（秋田裕三君） 日程第10、第33号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてから、第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更についてまでの2議案

を一括議題といたします。

本2議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 平成29年2月28日に総務文教常任委員会に審査付託のありました、第33号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてと、第34号議案、辺地に係る総合整備計画の変更については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、第33号議案については、産業の振興に関する事業では、音水湖カヌー競技場の整備、交通体系の整備に関する事業では、皆木線の舗装改良工事と市道除雪のハード事業からソフト事業への組み替え、生活環境の整備に関する事業では、下水道施設の計画的かつ効率的に管理するためのストックマネジメント計画の策定、高齢者の保健及び福祉に関する事業では、リハビリ機器の整備、医療の確保に関する事業として、鷹巣診療所施設の解体、集落の整備に関する事業として、地域が整備する自治会施設の大規模改築等への補助事業となっております。

いずれの事業も過疎地域の計画的な発展と地域力の向上に繋がる計画となっております。

次に、第34号議案については、平成25年3月に策定されました山崎町中野辺地、上ノ下、上ノ上辺地地区に及ぶ市道中野上ノ線道路改良整備工事において、災害時に中野辺地以北が孤立しないよう道路整備を行っておりますが、道路線形を変更したことによる落石防護対策工事等が追加となり、全体事業費が追加したため、変更するものであります。

審査の結果、第33号議案、第34号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第33号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第34号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第34号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第35号議案

議長(秋田裕三君) 日程第11、第35号議案、相互救済事業の委託についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 平成29年2月28日に審査付託のありました、

第35号議案、相互救済事業の委託については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第35号議案については、委託先を一般財団法人全国自治協会から公益社団法人全国市有物件災害共済会に変更するものであります。

主な理由といたしましては、現在、委託しております一般財団法人全国自治協会が、合併により市となった加入自治体に対する分担金を見直し、大幅に増額したため、より有利な公益社団法人全国市有物件災害共済会に変更するものであります。

審査の結果、第35号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第35号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第36号議案

議長（秋田裕三君） 日程第12、第36号議案、市有財産の処分についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものがあります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 平成29年2月28日に審査付託のありました、第36号議案、市有財産の処分については、3月2日に、第17回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第36号議案については、自治会の集会施設の完成及び当該自治会が認可地縁団体として法人格を取得されたことから、市が所有する土地を無償譲渡するものであります。

審査の結果、第36号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第36号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第37号議案

議長(秋田裕三君) 日程第13、第37号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題といたします。

本議案は、去る2月28日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものがあります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成29年2月28日に付託のありました、第37号議案、平成29年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価については、3月1日に、第12回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、宍粟市農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済組合連合会からの賦課金を含め、市が農業共済事業を行うため、必要とする事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を共済加入農家に対し賦課することになります。

今回提案のありましたものは、平成29年度当初予算に基づき、また、兵庫県農業共済組合連合会の賦課金の引き下げに伴う変更後の賦課単価に基づき算定した結果、主なものでは、水稻共済で賦課総額246万7,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり40円、畑作物共済の大豆で賦課総額33万4,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり50円、園芸施設共済のプラスチックハウス1から4、6及び7類で賦課総額4万5,000円、賦課単価は共済金額1万円当たり15円を予定しております。

また、家畜共済の一般馬、豚について、当市では現在加入はありませんが、県の指導により、西播磨管内の他市町の状況を参考に、賦課単価のみを設定するものでございます。

審査の結果、第37号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長(秋田裕三君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に关しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思ひます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第37号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ですが、休憩をとります。

午前11時0分まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前10時46分休憩

---

午前11時00分再開

議長(秋田裕三君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 第38号議案～第43号議案

議長(秋田裕三君) 日程第14、第38号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)から、第43号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は、去る2月28日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していただいております。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君）平成29年2月28日に審査付託のありました、第38号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第43号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算6議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決定しました。

3月1日に産業建設分科会、2日に総務文教分科会、3日に民生生活分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、7日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は次のとおりであります。

なお、今回の補正は、国の補助金を活用し、畜産酪農収益力強化整備対策事業や道の駅みなみ波賀の改修に取り組むとともに、各種事務事業について財源を含めた整理を行うほか、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加、変更するものです。

まず、総務文教分科会が審査した第38号議案の関係部分は、主なものとして退職手当組合特別負担金や繰上償還金の追加、また、情報セキュリティ強化対策業務委託料、西はりま消防組合負担金、山崎文化会館改修工事費など、事業の実績等により減額するものです。

次に、民生生活分科会が審査した第38号議案の関係部分の主なものとしては、平成27年の国勢調査に基づき、にしはりま環境事務組合負担金の減額、マイナンバー関連の事業繰り越しにより繰越明許費、生活困窮者等就労準備支援業務委託費の債務負担行為の補正など、事業量や市の負担金の確定などによる精算が主な内容です。

次に、民生生活分科会が審査した第39号議案、平成28年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）も、第38号議案と同様、事業量や市の負担金の確定などによる精算が主な内容です。

次に、第42号議案、平成28年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、院内託児所管理運営業務委託について、平成33年度まで複数年契約を行うための債務負担行為を計上するものです。

次に、産業建設分科会が審査した第38号議案の関係部分の主なものとしては、畜産酪農収益力強化整備対策事業補助金、森林整備促進事業補助金の増額、また、国の地方創生拠点整備交付金事業の採択を受け、道の駅みなみ波賀改修工事費を繰越

明許費で補正するものです。また、除雪作業の委託料の増額、道路改良工事費など、事業実績等による減額を行うものです。

次に、第40号議案、平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、維持管理負担金や工事費などについて事業費の確定による減額、それに伴う市債などの財源整理を行うものです。

また、下水道事業法適化事業については、調査資料の分析及び資料整理のため、繰越明許費を計上するものです。

次に、第41号議案、平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、工事費など事業費の減額並びに財源を整理するとともに、下水道事業の法適化事業については、第40号議案と同様に分析及び資料整理の繰越明許費を計上するものです。

次に、第43号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）においては、家畜共済勘定で牛の死亡や廃用を原因とする事故件数が想定を超え、支払共済金が不足するため増額するとともに、園芸施設共済では、雪害に伴う被害施設支払共済金が不足するための増額、これに伴う保険金など財源をそれぞれ整理するものです。

以上、3部会からの審査報告を受けた後に質疑を行い、生活困窮者等就労準備支援事業の内容及び委託業者については質疑を出され、それに対する回答がありました。

以上、委員会審査の最後に採決しました結果、第38号議案から第43号議案までの6議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

本6議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第38号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第38号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第38号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第39号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第39号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第40号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第40号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第41号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第42号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第42号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第43号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第44号議案～第54号議案

議長(秋田裕三君) 日程第15、第44号議案、平成29年度穴粟市一般会計予算から、第54号議案、平成29年度穴粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

当該11議案につきましては、去る2月28日の本会議で、提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次、発言を許可します。

まず、創政会の予算質疑を行います。

12番、高山政信議員。

12番(高山政信君) 議長より発言の許しをいただきましたので、創政会を代表し、会派から出ました質問をまとめたものにつきまして、質疑をいたします。

私は、今回予算委員となつてございますので、詳細につきましては委員会で伺いますので、再質問のなきよう、簡潔に明快な答弁をお願いを申し上げまして質疑いたします。

1点目といたしまして、しーたん通信・しそうチャンネル運営事業についてであります。

接続率・加入率について、特にテレビの加入率は伸びてございません。防災、行政情報を伝える媒体として欠かせないものでございまして、前年度接続目標値100%であったのが55%に変更をされております。なぜなのか。あわせて今後の加入促進への取り組みについて伺います。

2点目ですけれども、大変大きな考えのもとにこの事業が創設されるんじゃないかなと思うんですけれども、「日本一の風景街道」創造事業についてであります。

新規事業でございますので、全体の構想はこれからと思いますが、地域における仕事、また収入の確保にどのように結びつけていかれるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、地域生活交通対策事業であります。

当局も市民のいろいろな意見を聞きながら、多くの皆様に乗っていただきたいとの思いでダイヤの改正、また免許の返納制度への取り組みがなされております。より利用者の利便性と乗車率の向上を図るための事業だと思っておりますが、前年度対比2,500万円余りの増は、これから行われます社会実験期間中の予算計上であるのかを伺います。また、それに対する積算根拠を示されたい。

次に、市民主体のまちづくり支援事業について伺います。

昨日も同僚議員が質問されておりましたが、なぜ、しそう元気げんき大作戦の事業費を大幅減額されたのか。前年度も大変取り組みにくい事業ではないかなと、そういったことを指摘した覚えがございます。どのように改善されたのか、お伺いをいたします。

次に、地域おこし協力隊についてでございます。

現在4名の皆さんの活躍はお聞きをしております。24日には活動報告も予定されているようですが、さらに宍粟に新しい息吹が注がれるものと期待をしております。

地域活性化促進事業の取り組み、そして、定住を期待している事業であり、隊員の募集に努力されていると思いますが、今後の募集についての取り組みを伺います。

次に、スポーツ活動を通じた推進事業についてお伺いをいたします。

昨日も出ておりましたが、いきいき百歳体操の質問にもございましたように、スポーツを通じて体力の向上、ふれあいづくり、健康づくりに繋がり、医療費の抑制に寄与できる事業でございますが、当初予算減の要因についてお伺いをいたします。

次に、再生可能エネルギー普及促進事業についてでございますが、昨日も同僚の一般質問がございました。重複する部分があるかと思いますが、その分につきま

しては省略していただいても結構でございます。今後の取り組みについてどのような取り組みをなされて、普及率の向上に寄与されるのか伺いたいと、このように思います。

続いて、コンテナ回収事業でございますけれども、資源物回収ステーション設置への取り組みは、売り払い収入増、リサイクルへの意識向上に繋がるものと期待されます。より理解と協力を求めるためにも、売り払い収入を市民に今以上にわかりやすく公表していただくことと、収入を自治会等に還元する方向で考えると市長からの答弁もいただいておりますので、それらの実現をお願いし、この点につきましては省略をさせていただきたいと思えます。

次に、耕作放棄地対策の事業でございます。

放棄地の解消の促進は、地域の活性化にも繋がることから、数値目標を高くすることが私は望ましいと思えますが、設定の根拠を伺いたいと思えます。

次に、宍粟材利用推進事業でございます。

森林から創まる地域創生事業の窓口として、また、宍粟材の活用促進には欠かせない事業でございますが、森のギャラリーの入場者数、売上実績、また、宍粟材の家づくり支援事業は廃止されたのかどうかを伺います。

次に、ふるさと宍粟PR館運営事業でございます。

新規に姫路駅前に開設をして日数はたってございませんが、入場者、宍粟産品も好評とのことでございます。交流人口増はもとより定住人口増に結びつく仕組みづくりが求められます。その取り組みについてお伺いをいたします。

次に、ICT活用授業改善事業でございます。

昨年度は小学校において児童の学力向上への取り組みとしてICTを活用した授業がなされましたが、先生方の活用の評価、また、生徒の評価、そして成果、今回中学校への導入に対する考え方につきまして、お伺いをいたします。

最後に、医業収益事業ということで、平成27年度実績と比較をいたしますと、平成28年度はベッド稼働率、外来患者数とも伸びてございます。その努力が見受けられます。昨年の数値目標ベッド稼働率76%であったものが、平成29年度72%への設定の考え方、そして、病院事業の黒字化への目標達成に向けての取り組みについて伺います。

ただいま申しましたことについて、総合病院会計についてでございますけれども、昨年同様、同じような質問をしたと思うんですけれども、平成29年度も純損失が減ってございます。前年度対比約8,000万円ほど減っているんじゃないかなと思って

おります。健全財政、健全経営に取り組まれました結果であろうかと思いますが、ただいま申しました数値目標との関連性はございますかどうか、その点について伺いをいたします。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 高山政信議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 創政会代表の高山議員さんの予算質疑、このことについて先ほど質疑ありましたので、御答弁申し上げていきたいと、このように思います。

まず、平成29年度の予算につきましては、地域創生総合戦略をさらに加速化するために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援施策をはじめ、魅力と活力あふれる地域産業を育むため、農業・林業・商工業等の施策など、人口減少対策に向けたさまざまな施策に取り組むこととしております。

ただいま高山議員からたくさん御質問をいただきました12項目であります。私のほうからは、日本一の風景街道、その創造事業についてお答えを申し上げたいとこのように思います。

日本一の風景街道づくりが、どのように地域の中で仕事や収入の場の確保へと繋がっていくのかと、この御質問についてですが、宍粟市には、もみじ山をはじめとする四季折々に移ろう森の景色、日本の原風景とも言える棚田、城下町の面影を残す町並みなど多彩な風景があります。これらは、この地で先人が営んでこられた地域の生業によってつくり出され、生まれてきた軌跡であります。観光資源としても高い価値を秘めておるところであります。

宍粟市のこれからの仕事づくりや産業振興を考えると、こうした自然や風景と調和し、地域資源の価値を最大限に引き出すような事業モデルを芽吹かせ、育てていくことが大切であります。それは、持続可能な地域産業の育成にほかならない、このように思っております。

具体的には、地域の資源を活用して行う企業、あるいはビジネスチャレンジに対して、積極的な支援を実施してまいります。

日本一の風景街道づくりの取り組みを通じて、宍粟市の魅力を高めることにより、たくさんの観光客が来訪していただいて、いろんな体験をしたり、人と触れ合い、癒しや健康づくりなど、宍粟市へ来てよかったなと感じていただけるのではないかなとこのように思っています。

そういったところで、飲食や宿泊、特産品の製造・販売等、地域の商業や産業の

活性化、そして、まちの賑わいに繋げていきたいと、このように考えております。

平成29年度におきましては、これらの取り組みを包括的に推進していくため、関係機関とのネットワークづくりや事業の周知・啓発、支援対象事業者・企業家の掘り起こしを進めてまいりたいと、このように考えております。

また、御形の里づくり事業、あるいは千種どがいじゃろ構想や、あるいはもみじ山強化事業、それらをはじめとして沿道沿いの風景拠点づくりの取り組みも積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておりました、その中から日本一の風景街道づくりへと将来に発展させていきたいとこのように考えております。

他の具体的なことにつきましては、担当部長より随時お答えをさせていただきます。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、しそうチャンネルの加入率の目標値の変更、あわせて加入促進の取り組みにつきまして御答弁させていただきます。

接続目標の変更につきましては、最終的な部分で100%を目指すということは変わってはおりません。しかしながら、現時点で平成27年度末でいいますと、52.3%の接続率となっております。こういうことを鑑みまして、やはり単年度での目標ということで55%を設定し、それに向けて取り組んでいきたいということで変更をさせていただきます。

それから、これからの加入促進につきましては、平成28年度、今年度なんですけれども、しそうチャンネルのハイビジョン化、あるいは防災情報の発信機能の強化、あるいはデータ放送等の整備を行っているところでございます。そういう部分での機能を向上させ、その上で番組内容等につきましても魅力ある番組づくりに努めてまいりたいと考えています。

それとともに、運営会社であります姫路ケーブルテレビ、ウインクのほうとも連携をとりまして、積極的な推進に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、地域生活交通、元気げんき大作戦、地域おこし協力隊、さらにはスポーツ活動、この4点について御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、地域生活交通対策事業の増額についてでございますが、平成29年度予算の

地域生活交通対策事業、このことの増額につきましては、御指摘をいただきました循環バスの実証運行として約700万円を計上させていただいております。

そのほかの増額要因でございますが、実は、宍粟市の公共交通の再編が平成27年11月ということになります。その平成28年度予算は、平成27年11月から平成28年9月までの11カ月間、この経費を平成28年度予算に盛り込んでおりました。本年度、平成29年度予算につきましては、10月から今年の9月まで12カ月分計上させていただいておりますので、この1カ月間の増額分ということが要因として主なものとして挙げられるということになっております。

地域生活交通対策事業の積算根拠、このことにつきましては、増額要因、あるいは減額要因さまざまございますので、資料として予算委員会のほうに提出をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、しそう元気げんき大作戦の事業費の大幅削減、このことでございますが、しそう元気げんき大作戦の平成29年度予算につきましては、対前年度比較で200万円の減額となる1,000万円を計上させていただいております。

この取り組みにつきましては、平成27年、平成28年の取り組みを勘案をし、さらには地域振興基金の果実運用という総額のところでの積算から、そのような予算計上をさせていただいております。

また、御指摘のありました取り組みにくいというところでございますが、この元気げんき大作戦の要綱につきましては、御承知のとおり平成27年度に見直しをさせていただいております。それまでの事業内容からソフト重視の支援ということで、自由提案の事業、さらにはコミュニティビジネスだったり情報発信にかかるテーマの支援、そういったことに重点を置きながら制度設計を変えてきております。自由な発想の上に立った御提案を審査をいただいて、市民目線で認定をいただくというような方向性をもって制度改正をしておるところでございます。

申請に関しましては、可能な限り事前にも御相談に応じるという体制も今後においてもとっていききたいというふうに思っておりますので、さらにはそういうPR、昨日も御答弁をさせていただきましたが、例示をするなり、あるいは事前の御相談に積極的に応じていく、そういう姿勢をもって平成29年度の事業推進に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、地域おこし協力隊の募集につきましてでございます。

現在、地域おこし協力隊については、御指摘いただきましたように、観光振興で1名、森林セラピーで2名、学校跡地を利用した地域活性化で1名、合計4名が現

在活動をしております。

平成28年度は、新規に企画提案型、応募者の自由な発想で地域おこし協力隊として応募したいということの内容も取り入れた中で計4回の募集を行いました。その4回の中で4名の応募にとまっておりますが、そのうち1名を採用ということになっております。

この4月採用に向けても募集をしておりましたが、委員会でも報告をさせていただいたように、応募がなかった状況でございます。現在、5項目6名、千種の農業活性化事業、あるいは学校跡地利用を中心とした地域活性化支援、棚田米などの農産物を活用した地域の活性化支援、More繁盛への活動支援、さらには企画提案型、この関係について引き続き募集を続けていきたいというふうに考えております。ただ、全国的に非常に売り手市場といえますが、応募者のほうが選択をする市場になっておるということで、非常に厳しい状況がありますが、いろんなチャンネルを使いながら、今後も募集に努めていきたいというふうに考えております。

最後に、スポーツを通じた体力の向上、健康づくりの予算の減ということについてでございます。

平成28年度の予算につきましては、平成27年度に設定をしましたウォーキングコースの看板の設置の整備についての予算を計上させていただきました。協力いただいているスポーツ推進委員さんとの連携を進めておるわけですが、その意見の中にもウォーキングに取り組める環境づくり、そのことを次年度以降優先すべきではないかということ、平成28年度にはそのコースづくりにも着手をしていただいております。よって、平成29年度についてはハード事業分を削減をし、ソフト重視の予算計上ということにさせていただいておりますので、平成28年度に比べて減額になっているということでございます。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。私のほうから、まず、再生可能エネルギー普及促進事業についてお答えをさせていただきます。

エネルギーの自給率の向上とCO<sub>2</sub>の排出削減を直接的に取り組める政策としまして、家庭用の太陽光発電は大変重要ではあるわけなんですけれども、FIT制度によります電気の買い取り価格の低下によりまして、ここ数年、年々家庭用の太陽光発電を設置される家庭のほうが増減しております。平成29年度におきましても平成28年度の状況を勘案しまして、その分減額のほうを計上させてもらっているよう

な状況でございます。

しかし、他方、地域の資源を生かしました地域主導の小水力発電に取り組んでおられる地域があります。また、その数が事業性評価等でさらに今後も増えていく可能性があります。そういった取り組みにつきましても、今後とも市として支援をしていきたいというふうに考えております。

また、一方、木質バイオマスの関係では、まきストーブやペレットストーブの補助をしておるわけなんですけれども、新たに木質バイオマス発電の調査研究に着手をしまして、エネルギーの自給率の向上を目指して、今後とも取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上でございます。

議長（秋田裕三君） 中岸産業部長。

産業部長（中岸芳和君） 私のほうからは、3点、耕作放棄地対策、穴粟材利用促進事業、またふるさと穴粟PR館の運営、この3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初に、耕作放棄地対策の数値目標についてでございますが、これにつきましては議員御指摘のように高くすることが望ましいのでございますが、この対策について昨年12月に制度をつくりまして、その後、市の広報、また自治会長会、農会長会等、各種機会のところでPRをしておるわけでございます。ただ、その中ではやはり市の単独事業につきましては、狭小な面積の農地を主として対象としてPRをしていこうということで、解消を目指しております。

さらに、この農家等の取り組みが大面積になりましたら、その場合には、国、また県の事業を使っていただくということで、この耕作放棄地解消面積の設定につきましては市単独の事業ということで設定をさせていただいておりますので、平成32年末に12ヘクタールということに設定をさせていただいております。

続いて、穴粟材の利用促進事業につきまして、2点あるかと思っております。

まず、森のギャラリーの入場者数等の実績でございます。

まず、しそうCAN森のギャラリーへの入場者数につきましては、平成27年度には4,157人となっております。

また、それに伴う売買実績につきましては、平成27年度に440万円ということになっております。

続いて、穴粟材の家づくり事業の支援につきましてでございますけれども、この事業につきましては、平成24年度から取り組んでいる事業でありまして、その経過の

中で、地域創生総合戦略の中で「定住・移住支援」というのが強く求められております。その中で、当然、宍粟材の利用についても進めていくわけですが、さらに利用者側に立ってのわかりやすい制度とするために、定住、移住とあわせて他の部局とも協議をしながら、今、制度設計のほうをやっておりますので、御了承のほうをお願いしたいと思います。

続いて、ふるさと宍粟PR館の運営につきましてですが、このPR館につきましては、交流人口の増加も目的にして設置しております。交流人口の増加の対策としまして、現在、各種パンフレットの配布であるとか、市の観光施設の割引券の配布、こういうことを行っております。さらにまた、来訪者の問い合わせに対しての御案内等も行っているところでございます。また、定住促進として定期的に定住相談会等も実施しております。

来年度におきましては、引き続き宍粟産品の販売等につきまして、出荷者、農家の方々と連携を深めて、より一層進めていくとともに、さらに宍粟市の観光情報、また定住・移住等の支援制度等についても広くPRしていきたいというふうに考えております。

また、宍粟市の婚活イベントであるとか、そういうものについてもファイル等を作成して、そこでそのようなものが一括で見えるように、そういうふうにラック等も置いて制度をPRしていきたいと、そのように考えております。

議長（秋田裕三君） 藤原教育委員会教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうからは、ICTを活用した授業に関する先生方の評価や成果は。また、中学生への導入に対する考え方はという御質問にお答えさせていただきます。

既に導入しております小学校の教職員にアンケートを行いますと、概ね肯定的な回答を寄せられております。

具体的な声としましては、視覚情報を豊富に提示できるようになり、わかりやすい授業を行うことができた。子どもたちのノートやプリントを拡大掲示できるので、子どもたち自身が説明するような授業となり、話し合ったりする場面に有効に活用できた。タブレットと大型モニターを連動させることで、教師が常に黒板の前になくてもよくなり、子どもたちの学習に対するきめ細やかな評価や支援が実施しやすくなったという意見をいただいております。概ね事業改善に効果があるということをお願いいたします。

平成29年度は、この小学校に導入しましたシステムを中学校にも導入することを

計画しております。小学校と同様な効果が期待されることから、小学校から中学校へと切れ目のない授業に繋がるのが可能になると考えております。

以上です。

議長（秋田裕三君） 花本総合病院事務部長。

総合病院事務部長（花本 孝君） 私のほうからは、病床利用率設定の考え方並びに黒字化への取り組み等につきまして、お答えをいたします。

主要施策説明書の病床利用率は、公立病院改革プランで目標とする数値を掲げております。

この公立病院改革プランは、公立病院としての役割を続けるために経営をより安定させようとするものでございます。平成32年度までの期間を定めて取り組むもので、平成29年度の病床利用率を72%としており、予算編成においてもこの数字を用いております。

黒字化への取り組みにつきましては、信頼ある医療の提供に努めることによる患者獲得や電気料金の低減化のためのLED化等改革プランの取り組みについて実施していきたいと考えております。

次に、純損失と先ほどの数値目標の関連性につきまして、平成27年度、平成28年度の病床利用率が上向きの状況にあり、純損失の減少に関係をしております。この実績を踏まえて改革プランの病床利用率を設定したもので、改善傾向にある収支を改革プランでより確実なものにしようとしております。

なお、病床利用率は平成29年度の72%をベースとして改革プランの最終年度である平成32年度には75%を目標としており、それに向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） 大変丁寧な答弁をいただきましたので、再質問も考えておったんですけども、特に、市長のほうから御答弁いただきました、大変私市長の答弁の中で、やはり日本一ということで、風景街道、本当に宍粟市は風景、またこういった今まで先人たちがいろいろと取り組まれた事業等々、やはり森林から創まるをなくしては宍粟市は語れないんじゃないかなと、このように思っております。そういった意味で、風景街道を今後ともいろんな形で、やはり創造事業として取り組んでいただきたいと。その中に、やはり若い方々、また婦人の御意見等々をやはりしっかりとそこら辺に構成員の中に入れていただいて、これから将来的に、やは

り宍粟を見据える方々の願いができたらなあ、そのように思っておりますので、市長そのあたりの構想としてお願いしたいなと思うんですけれども。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） まさにそのとおりでありまして、昨日も申し上げたんですが、私たちが先人から授かった山や、あるいは農地、あるいは町並み、あるいはこの住まい、含めてであります。この地域の未来を担う子どもたちにやっぱり繋いでいかないかんと、こういう思いはそのとおりであります。

そういう意味では、50年、100年先を見込んでいよいよ第一歩を進む必要があるだろうと。そういう意味では、先ほどおっしゃった若い人たちにも加わっていただいて、これからのまちを一緒に作り上げていくことが大事だ、こう思っておりますので、ただいま申された方向で進めていきたいと、このように思っております。

議長（秋田裕三君） 12番、高山政信議員。

12番（高山政信君） お願いをしたいと思います。

しそうチャンネルについてお伺いをしたいと思います。先ほど中村部長よりお答えをいただきました。本当にこれから始まるハイビジョンの取り組みとか、またウイックと共同で促進に努めていただいております等々をお聞きをいたしました。

55%という設定、これ本当に今まで変わってございません。特に山崎地内においてアンテナを立てればテレビが見られるという地域が多うございます。そういった意味で、特に加入率が低いんじゃないかなということだろうと思うんですけれども、その中でしそうチャンネルの運営費、それから光ネットの運営費等々あわせましたら、約1億4,000万円ほどの事業費が要るわけでございます。その中の例えば1億円ほどが一般財源で賄っておると、投入しておるということでございます。そのあたりはやはり無駄のない投資をしていただきたい。これからも加入促進に努めていただいて、55%が本当に後の45%が100%に近くなるように努力していただきたいなと、このように思っておりますので、本当に市長の発言をいただいて、ちょっと尻をたたいていただいて、無理かもしれませんが、努力だけはしっかりとやっていただきたいなと。

それと、やはりそういったことを皆さん方に、55%の加入率だったらこれだけ本当に皆さんの税金を投入しただけの費用対効果があらわれていないということでございますので、そのあたりをしっかりと訴えていただいたらなと、このように思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほど担当部長が申し上げたように、いろんな形を使って努力をしていって、市民の皆さんにたくさん加入していただくように、今後いろいろな場を通じて訴えていきたいと、このように思っています。

議長（秋田裕三君） 創政会、12番、高山政信議員の質疑を終わります。

午後 1 時まで休憩といたします。

暫時休憩。

午前 1 1 時 3 5 分休憩

---

午後 1 時 0 0 分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、日本共産党宍粟市会議員団の予算質疑を行います。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） それでは、日本共産党宍粟市会議員団を代表して、新年度予算に対しての総括的な質疑を行いたいと思います。

私は、特に、市長の施政方針の中から幾つか気になった点をお聞きしたいと思います。

一つは、宍粟市に住んでよかったまち、これはどこの自治体でもよく使われる言葉でありますけれども、本当にこの言葉どおり宍粟市に住んでよかったというふうなまちになっているのか、市民の実感とは開きがあると思います。

これは例えばでありますけれども、子育て施設を充実した子育て支援宣言を出した相生市と宍粟市の兵庫県が出している自治体の推計人口を昨年の1月と今年の1月を比較してみましたら、相生市は前年比101.1%に対して宍粟市は97.9%ということで、相生市はほぼ横ばい、やっぱり宍粟市は減少傾向がとまっていない、こういうふうな傾向がはっきりと見てとれるのではないかと思います。

そして、また、市長は選ばれるまち宍粟とっておられますが、今現在、宍粟市に住んでいる市民を大切に作る施策の思い切った展開が、私は今こそ求められているのではないかと思います。

一般質問でもありましたけれども、学校給食費の無料化をはじめとして、大変大きな負担になっている保育料、また若い人にとっては、まだ給料が少ない中での生活をするための家賃補助、あるいは家賃が安い市営住宅の増設など、本当に宍粟市が住みやすいと実感できる施策こそ必要ではないかと思います。しかし、予算書を見ますと、その施策の取り組みは平成29年度予算でも弱いというのが私の感想

であります。市長の思いはどこにあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、公共交通についてであります。

市長は、バスの利用しやすい環境づくり、こういうことを述べておられます。しかし、実際には、同僚議員の一般質問でもありましたけれども、公共交通の特に支線バスの利用は伸び悩んでおります。それは一言で言って乗り継ぎ、運行日が少ないなど不便という言葉に尽きるのではないかと思います。幹線バスに確実に乗れるように、支線については必要なときに利用できるシステムづくりこそが必要ではないかと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

3点目に、幼保一元化についてであります。

市長は、施政方針の中で認定ども園を一宮南・北中校区、戸原小学校区で着手とあります。そして、地域や保護者の理解を得つつ実施するというふうにありますが、これまでの経過を見て、本当に地域や保護者の理解を得つつ実施されるのか疑問であります。

具体的に予算書を見てみますと、設計費まで計上されていることを考えても、本当にこのことが地域や保護者の理解を得つつというふうなことに繋がるのかどうか、そして、また具体的に運営事業者は決まっているのか。今現在、第2次募集をかけているという段階で予算計上がされているというのは、本当に私はこの地域や保護者の理解を得つつということが守られるのか、心配であります。

そして、4点目には、家庭訪問学習支援事業についてであります。

これについては、予算書を見てみますと、ある程度具体的な内容がわかりますけれども、具体的な推進計画、また対象者をどう決めるのか、予算書を見てみますと、相談員は1名だけの体制の中で、どの程度の対応ができるのか、教師の体制、保護者の受け入れ体制などをどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、最後に、人口減少策のダムをつくとあります。

一宮では、具体的に拠点整備の設計ということで多額の予算が計上されております。千種では検討委員会の立ち上げとありますが、どうしても私には具体的なイメージが湧きません。公共施設を集約して一カ所に集めて、それで人口減少に歯どめがかかるなら、これほど楽なことはありません。しかし、そのような単純な施設の集約化、1カ所に集めるというふうなことで、そこで人がとどまるのかどうか、私はそんな単純な問題ではないと思います。これらの事業によって本当に人口の歯どめがかかるのかどうか、市長はどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で終わります。

議長（秋田裕三君） 岡前治生議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、日本共産党宍粟市会議員団代表の岡前議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく6点ありまして、家庭訪問型学習支援事業、その具体的なことでありますので担当部長から答弁させていただいて、そのほか市政のこともありますので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の宍粟市に住んでよかった、このことでありますが、宍粟市が住みやすいと実感できる施策の取り組みが弱いのではないかと、こういう質問であります。

住んでよかったまちとは、地域の特性を生かして、活力があり、安心して心豊かに暮らしていけるまちであると、このように考えております。

人口減少対策が急務となる中で、子育て支援、移住・定住促進に係る施策につきましては、妊娠前から出産、そして就学前までの子育て期を切れ目のない支援を提供するため、平成29年度は子育て世代包括支援センターを開設するとともに、母子保健事業においては、新たに助成制度を拡大していきたいと、このように考えております。

保育料につきましても、子育て世代の負担軽減を図るため、国が進める幼児教育の段階的無償化に合わせて保育料の軽減事業を拡大していきたいと、このように考えております。

さらに、住宅取得を促進するための補助制度を充実させ、相談体制等とあわせて、総合的な施策の展開を図ります。

予算面で言いますと、これが100%だとは思っておりませんが、住んでよかったまちへと必ずしも予算が伴うものだけではなく、地域への愛着を育てていくことも非常に大切であると、このように考えております。

今後さらに、子育て世代への支援にウエートを移しつつ、必要な支援については効果的に拡大し、選ばれるまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

2点目に、公共交通の関係であります。市内完結路線については再編計画のサービス水準及び運行日数の考え方により、日常的な生活を最低限支える水準で週に2日、一日3往復する路線を基本に運行しております。

バスの利用についてさまざまな御意見をいただいております。本年4月1日には、乗

り継ぎ時間の改善など運行時刻の改正等を行う予定であります。御指摘の必要なときに利用できるシステムは、いわゆるデマンド方式によるコミュニティバスなどが考えられ、現段階では難しい状況ではありますが、乗り継ぎの利便性については常に改善できる部分を研究しながら、見直し等を検討をしてみたいとこのように考えております。

次に、幼保一元化の御質問であります。少子化が進む宍粟市におきましては、子育て世代の多様なニーズに的確に対応しながら、幼児教育、保育環境の充実及び子育て支援の整備は、早急に取り組まなければならない重要な課題であると思っております。

平成28年度は、市内で長年保育園を運営されておる社会福祉法人に対し、こども園の運営法人の公募を行いました。この公募によりまして、既存認定保育所の6法人からこども園の運営に取り組みたい、その意向がありましたので、平成29年度からこの意向を示された法人とともに具体的な提案を地域に示していきたいと、このように考えています。

しかし、一宮北中学校区、戸原小学校区については運営を希望される団体がなかったことから、3月1日より2次募集を始めておるところであります。

一宮北中学校区では、協議会を設立し、幼保一元化を進める決定はいただいております。委員会で審議の上、運営者が決まると、用地を確定し、施設整備に移りたいと、このように考えています。

戸原小学校区は、関係自治会長等には進め方については御理解を得ており、用地は既に確保されておりますので、運営者が決まると施設整備はすぐに入れるものと考えております。

一宮南中学校区は、地域の委員会は運営を希望するものから、具体的な提案を聞き、方向性を決めたいことから公募をいたしました。また、学校規模適正化の環境整備である進入路用地と同時に、こども園用地を先行取得したいと計画をしております。地域の委員会でも御説明申し上げ、御理解を得たものであります。

いずれの校区につきましても、事業者は現段階では決定しておりませんが、着手については御理解を得ており、それを進めることは市の責任であると、このように考えております。

次に、家庭訪問型学習支援事業、このことではありますが、子どもの貧困対策の推進に当たっては、教育の支援、生活の支援、保護者に対する生活の支援、経済的支援の四つを柱として関連する施策を連動させ、一体的に取り組むことが重要である

と、このように考えております。平成29年度には、教育の支援として新たに訪問型学習支援事業に取り組み、家庭内における何らかの課題により、子どもの学習習慣や生活習慣の形成が不十分となっていると考えられる世帯を支援し、そのように推進していきたいと、このように考えております。

この事業を推進していく上では、関係機関との密接な連携であったり、保護者の御理解と御協力は必要不可欠であると、このように思っております。

学校や教育委員会、生活困窮者の自立支援相談や家庭児童相談などの各種相談支援事業、さらに民生委員、児童委員さん等とも連携する中で、対象世帯を把握し、そこから子どもさんやその保護者の方に個々にアプローチをしていき、それぞれに合った支援を進めていきたいと、このように考えております。

詳細については、後ほど担当部長より御答弁申し上げたいと、このように思いますが。

次に、人口減少のダムは可能かというふうなことでございます。

いわゆる生活圏の拠点整備の関係であります。生活圏の拠点エリアとは、町域を一つの生活圏と捉え、市民局を新たな拠点施設として整備し、市民局を中心とした概ね半径1キロの範囲に日常生活に必要な機能を集積をすると、こういうものがあります。

拠点施設には市民活動、生涯学習、保健福祉、図書館、防災などの機能を持たせるとともに、あらゆる世代の誰でも立ち寄れる交流と憩いの場として整備を行いたいと、このように考えております。

さらに、その周辺には、買い物や金融機関、飲食等の日常生活に必要な施設もありまして、地域間、世代間の交流・子育て環境の充実と定住促進・安心安全の拠点として、その圏域内外の人が集まる「場」となる施設とすることにより、圏域の魅力を高めて、さらに生活基盤を維持する第1のダムを市民の皆さんと一緒に一つずつつくっていくこと、このことが人口減少対策の効果が得られるものと、このように考えておるところであります。

私のほうからは以上であります。

議長（秋田裕三君） 大島健康福祉部長。

健康福祉部長（大島照雄君） 私のほうからは、訪問型学習支援事業の詳細につきましてお答えいたします。

本事業につきましては、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的に事業を実施していきます。

具体的なところとしましては、まず、担当部門としまして、訪問型の支援につきましては健康福祉部が主担当として実施に向け現在検討を進めております。

市長からの答弁でもありましたとおり、対象者は関係機関と連携する中で、訪問型の学習支援が必要であると判断される小学生児童であります。

さらに、児童やその世帯について、学力や生活状況などについてアセスメントを行い、学習支援の要否を決定したいと考えております。具体的な基準等につきましては、学校等の協力をいただきながら、今後調整を行ってまいります。その中から、事業に同意が得られず児童、またその世帯に対して、訪問型の支援を行っていくように考えております。

実施場所は、当然、対象であります児童の自宅であります。

実施体制につきましては、学習支援相談員を健康福祉部に配置して、学習指導や家庭での学習習慣づけ、生活相談に対する支援機関への繋ぎなどを行ってまいりたいと思います。

また、この学習支援相談員が、関係機関との調整など事業全体のコーディネート役を担うものとしております。

実施回数は、週1回、1時間程度を想定しております。

学習支援相談員は、学習指導のほか、児童や保護者の相談対応、学校との連携などをいろいろ業務がございますので、教職員OBによる配置を考えております。

保護者の受け入れ体制といたしましては、学習するためのスペースの確保や、時間の調整などで御協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。宍粟市に住んでよかったまちとか、選ばれるまちってというのは、今、一つのどの自治体でもキーワードになって、ある意味ふるさと納税にしても、定住・移住対策にしても、サービス合戦といいますが、補助金をどう増やすかとか、特に工場誘致なんかがその最たるものですわね。あの自治体がここまで引き上げたから、宍粟市はここまで引き上げて、従来は外から入ってきていただける工場だけを対象にしていたものも、宍粟市から出ていかないようにというふうなことで、宍粟市の会社も対象にするというふうなことで、どんどん改正がされてきました。

それと、そういうふうなスピードと比較したときに、果たして宍粟市の子育て、本当に若い人たちが宍粟市に住んでよかったというふうな実感が持てる施策の展開

になっているんだろうかなというのが私の思いなんです。

先ほど市長が言われたように、確かに少しずつ前には進んできております。でも、そのスピードで果たしていいのかなというのが、私の感想なんです。

市長は以前に人口が4万人切ったときに、人口の減少の非常事態宣言というのを出されて、私は新年度予算というのは、そういう意味からも相当子育てについては、子育てについてといたしますか、若者の定住、この前も分析されておりましたけれども、一番多いのは姫路やたつのへの転出なんです。当然、自然減もありますけれども、一番の要因というのはそこにある。通勤が大変だということは確かにあると思いますけれども、でも、姫路市やたつの市が何で選ばれるんだろうかと。私たち北部の人間にしたら、たつのや姫路への通勤というのは大変大きな負担です。でも、ある意味、山崎町に住んでいる方にとっては、隣のまちに行くような感覚なんです。私たちが山崎町へ出てくるようなぐらいの感覚で姫路市へもたつの市へも行ける。にもかかわらず、その方たちが姫路やたつのへ転出されるのが一番多い、やっぱりこれはなぜかというふうなことを考えた場合に、やっぱり住みやすさであるとか、本当に宍粟市に住むメリットは何なんだろうとか、そんなことをいろいろ考えた場合に、やはり姫路市とかたつの市とかというふうなところが選ばれているんじゃないかなと思うんです。

それで、先ほど事例で持ち出しました相生市が、平成23年4月に子育て応援都市宣言というのを出しました。それで、先ほど相生市は昨年の1月と比べて100%だ、現状維持を保っていますよというお話をしました。これがもっと鮮明にあらわれているのが、同じ兵庫県が出している推計資料でおもしろいものがありました。平成18年から平成22年までの5年間で、相生市は5年間で純増減がマイナス4.86%、それで、宍粟市はマイナス5.96%、これ自然増、自然減もありますけれども、また見ていただいたらいいと思います。それで、おもしろいのが、平成23年から平成27年、相生市は4.86%だったものが3.99%に、減少率がなだらかになっているんです。それで、宍粟市はどうかというと7.59%ですよ。加速がついているんです。一方はブレーキがかかっている、でも、一方、宍粟市は加速が、アクセルが踏まれてしまっているんですよ。そんな現実がやっぱりこの統計からは見てとれると思うんです。

この統計を見て市長はどのようにお考えか、次に感想を聞かせていただいたらと思います。

ですから、私が言ったように、うちの同僚議員が質問しましたけれども、例えば、

学校の給食の無料化、これもどんどん広がっていますよ。やっぱり宍粟市がほかの自治体でやっていない保育料の無料化であるとか、そういうところに思い切って施策を、一般財源を投入していく、そういうふうなことがやっぱり一番大切なことなんでしょうね。若い人にとって実感ができるというのはね、私はそういうふうに思います。市長の感想を聞かせていただきたいと思います。

それと、次、公共交通です。公共交通で、私は時刻表を見せていただいて、一番不公平、不公平という言い方がどうかわかりませんが、私たち北部に住んでいる人間から見ると、山崎の支線というのはどの支線も総合病院を通ってくれるんですよね。図書館の前も通ってくれて、そうして営業所に戻る。でも、私たちが利用しなければならないバス、例えば総合病院に行こうと思えば、一旦営業所でありて、そして乗りかえてまた総合病院まで行かなければならない。一つはこんな大きな違いがあります。山崎の支線とほかの地域の支線、営業所で一旦乗り継ぎをしなければならないところとね。

それと、もう一つは、先ほども言いましたように、必要なときに利用できないというのが一番難点なんですよね。先ほど言われましたように、週に2日、一日3便、これで例えば宍粟市の総合病院に月1回定期受診をされている人が利用できますかということなんですよね。病院の予約というのは、自分の都合に合わせられません。この間も同僚議員から耳鼻科の話が出ておりましたけれども、ただでさえ、病院というのは医師が、総合病院は医師が常勤という場合が少ないですから、担当の先生ということになると、本当に曜日と時間と指定されます。それで、その曜日と時間に行けるかどうか、その支線のバスを使って行けるかどうかというと、行けないんですよ。そういうふうなバスをいくら乗ってください乗ってくださいと言っても、今の高齢者の方というのは、なかなか遊びにお金を使おうとはされません。もし、使われるのであれば、例えば老人会で送迎してもらえる温泉に行かれたりとか、年1回そういうのは楽しまれておりますけれども、個々のお年寄りとして具体的に、例えばイオンモールに買い物に行ったりとかということはないんですね。

議長（秋田裕三君） 持ち時間が過ぎておりますので、簡潔に。

15番（岡前治生君） ですから、そういうことも含めてしっかりと、私はどうしたらしたいときに利用できるのか、そのことこそ考えていただきたいと思います。

議長に申し上げますけれども、この前の協議会では、時間よりも3回の質問を優先してくださいということやったから、私はその思いでやっているんで、そういうふうな対応を。

議長（秋田裕三君） それは十分承知しておりますが、時間も大事であります。

15番（岡前治生君） ですから、公共交通は支線についてはもっと利用したいときにどうしたら利用できるのか、先ほど言われたデマンド交通も一つの方法です。それも含めて私はどう考えておられるのか、乗ってもらえないからじゃなくて、利用できないから乗れないという側面もあるんだというふうなことを考えなければならぬと思います。

それと、幼保一元化についてでありますけれども、私はこんなやり方は絶対におかしいと思います。事業者が決まっていない段階で実施設計に近いようなことをしていく、こんなやり方がもし許されるのであれば、予算の必要性なんかなくなってしまいます。当然、通常のやり方であれば、地域住民の合意を得て、そして、事業者が決まって、そして、それからですよ、具体的な設計やそんなことに入るのは。それを事前に1法人が希望しているからといって、そういうふうな中で地域や保護者の理解を得つつというふうなことは、もう先見えているじゃないですか。あくまでこれまでやられてきたような説得型のやり方、もう実施設計を何千万も使ってここまで来たんだから引き返せません。こういうふうなやり方をあなた方はしようとされているんじゃないですか。今までやられた事業で、事業者が決まっていないのに実施設計に近いような委託料を計上された事業ってありますか。おかしいでしょう。

しかも、あくまで全てのところを北中校区にしても、戸原にしても、地元で保育所を運営したことの無い、受け皿がないにもかかわらず、あくまでも社会福祉法人で民間委託をしようとしている姿勢が見え見えじゃないですか。あなた方はおっしゃいましたよね、受け皿がなければ市立でやっていくことも考える、受け皿がないのであれば市立でやるべきでしょう。それを何ですか、前提としてあくまで民間委託を考える、こんなやり方が許されたらあきませんよ。

議長（秋田裕三君） 発言の途中でありますが、質疑でありますので。質問ではありませんから。あまり長い議論は。

15番（岡前治生君） 施政方針に対する質疑を行っているんです。

それと、もう一つ、大変気になるのが、適正規模というふうなことを言っておられますけれども、今、戸原保育所の現状を見た場合、新年度で定員60人に対して19人の入所予定であります。学年によっては1名だけというところもあります。でも、ここは公立保育所で残してもらいたいというのが一番の願いの地域であります。それを社会福祉法人の認定こども園にしようということは、無理があるんですよ。無

理に無理を重ねて押しつけようとするから、こういうふうなことになる。どう思われますか。

それと、もう一つは、最後に聞きますけれども、人口減少のダム対策、本当に公共施設を集約することによって、そこが人のたまり場になりますか。何の目的もないのに、何か目的があって公共施設というので行くのであって、そこに公共施設が集まって勝手に人が集まりますよって、そんな人間の行動パターンはありますか。私はそうじゃないと思います。

まして、1キロ圏内、高齢者1キロ圏内で歩きませんよ。都市部のコンビニで言われているのは、人間が歩いて買い物に来る距離は300メートル。300メートルの範囲内にそれだけの人口が集中しているかどうかで出店を判断するというのがコンビニの考え方です。そんなことから考えても、半径1キロ圏内で歩いてお年寄りが来てくれる、小さい子どもを抱えたお母さんが来てくれる、そんな生易しいもんじゃないと思います。市長は本当にそんなことで人口をせきとめるダムができるというふうに思っておられるんですか。

議長（秋田裕三君） 岡前議員の質疑に対し、簡潔に答弁をお願いします。

福元市長。

市長（福元晶三君） 先ほどもいろいろお話を聞きました。子育て世代の支援については、今後さらにウエートを移していく必要があるだろうと、このように考えています。

それから、バスにつきましては、常に改善できる部分はいろんな御意見をお聞きしながら、見直しをしながら、いいものに仕上げていきたいと、このように考えております。それが大事だと思っております。

幼保一元化計画については、先ほど来御説明したとおり、現状の中で住民の皆さん、市民の皆さん、保護者の皆さんの御意見をいただきながら、市の責任であると、こういうことで進めてまいりたいと思います。

人口減少の生活圏の拠点については、一応半径1キロが必ずしもそこで歩いて行けというものではありません。ダム機能の中であらゆるものをしながらありますが、しっかり拠点を整備した中で一つの賑わいをつくることも非常に大事だと、このように考えておりますので、進めてまいりたいとこのように思っています。

議長（秋田裕三君） 岡前議員に申し上げます。

時間オーバーをしておりますので、質疑は認めません。時間も大事です。全国共通、誰も時間は一緒ですがな。議運の委員長の説明であっても、時間のオーバーが

あまりにもオーバー過ぎる。だめだ。認めません。

15番、岡前治生議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしろう」の予算質疑を行います。

6番、大畑利明議員。

暫時休憩。

午後 1時34分休憩

---

午後 1時35分再開

議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま岡前議員から質疑のルールの解釈をめぐりまして議論がありました。

議運の委員長と再協議した結果、質疑3回の条件を優先といたしますので、改めて質疑を受けます。

15番、岡前治生議員、簡潔にお願いします。

15番（岡前治生君） 最後に1点だけお聞きしたいと思います。

私は幼保一元化について、これまで何回も何回も何回も繰り返しやり方のおかしさとか問題点について指摘してきました。それで、あくまで認定こども園を民営化するというのは、子どもたちのためでも、集団化のためでもなくて、あくまで宍粟市の財源を浮かすため、行政改革をもとにされているというふうなことを言いました。それで、予算書を見てみました。幼稚園については事業費が2億8,902万6,000円、このうち2億7,875万8,000円、約96.4%が一般財源であります。もう一つ公立保育所、事業全体で3億1,541万7,000円計上されております。このうち2億7,177万7,000円、86.2%が一般財源です。あなた方は子どものため子どものためといっておりますけれども、社会福祉法人をもとにした民営化することによって、これだけの財源を浮かそうとされているんですよ。民間保育所になったら国から2分の1、県から4分の1、そして市の負担は4分の1ですよ。市の財政としては大変助かる、こういうことが一番の大きなねらいじゃないんですか、市長。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま言われたとおりのそんな狙いではありません。本当の意味でのこれからの宍粟市を、あるいは子どもたちの状況を見たときに、いち早く認定こども園を整備する中で、子育て支援をしてまいりたい、そのことが大事だと、このように考えております。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしろう」の予算質疑を行います。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 会派を代表いたしまして、予算質疑をさせていただきたいと思います。

私は、市長が出されました予算編成方針に基づいて、新年度予算がどのように作成されているのかということを中心に質疑をさせていただこうと思います。

予算編成方針では、本市の主要な歳入の普通交付税については、合併特例法上における財政支援措置が段階的に縮減されており、毎年、約2億円の減少が見込まれる。平成33年度には、歳入不足が生じる見通しであると。

今後、第一に考えなければならないことは、事務事業の見直しや創意工夫によって有効に財源を活用するなど、持続可能な健全財政に向けた取り組みを着実に推進することであると述べられております。

この方針に基づいて新年度予算について、どのように作成されているのかを質疑をしたいと思います。

まず、持続可能な健全財政に向けた取り組みについて伺います。

既存事業で廃止、縮小、改善など、見直しをされた事業と、その事業費の概算は幾らになるでしょうか。お伺いをいたします。

次に、第三次行革大綱の中に、歳出抑制に向けた取り組みといたしまして、建設事業費や一般会計からの繰出金の抑制を掲げておられます。予算案では、逆に普通建設事業費が3億6,000万円増えておりますし、繰出金は2,700万円も増になっております。これは行革大綱に矛盾するのではないのでしょうか。

三つ目に、補助金事業の総点検によって、補助金の精査をすとの方針も示されておりますが、精査をされました補助金の内容、そして額はいかほどになるでしょうか、お伺いをいたします。

次に、子育て環境の充実についてお伺いをいたしますが、安心して子どもを産み育てるために、子育て世代の経済的な負担を軽減する施策として、どのようなものが考えられているのかをお伺いしたいと思います。

また、仕事と子育ての両立を支援するために、学童保育などの拡充整備、あるいは指導員の確保が重要になっていると思いますが、この人的確保に向けた具体的な取り組みというのはあるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

三つ目に、学習支援事業、特に昨日も議論されましたが、通所型学習支援事業が全小学校を対象に実施をされていない、その理由については指導員の確保が困難で

あったということを挙げられておりますが、実際は、この事業の目的が全小学校に共通理解されていないのではないかとこのように考えますが、その真意を伺いたいと思います。

次に、定住・移住の促進について、お伺いいたします。

若い世代を中心とした転出による社会減、当局の資料によりますと、平成23年度から平成27年度の5カ年間でマイナス1,800人という数字が上がっております。若者の定住に繋げるために、どのような施策を行って何人の転出を抑制しようと考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

また、若者定住・移住の促進を図るため、地域産業や地域資源を活用した多様な魅力ある仕事を創出すると記されておりますが、具体的にはどのような施策が用意されているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、移住・定住の促進策として、新たに住宅取得補助金というものが設けられております。従来の住宅政策よりやや拡充されたというふうに思いますけれども、リフォームとか、あるいは先ほどもありました住宅家賃補助なども含めた総合的な施策を講ずべきではないかというように思いますが、その辺の見解を求めたいと思います。

次に、環境施策についてでございます。

もう御案内のとおり、家庭ごみの処理に係る経費が膨大になっております。市内の収集に要する費用は約2億円、にしはりま環境事務組合での中間処理に約4億5,000万円、合計約6億5,000万円を要しております。人口が減っているのに処理に係るお金は逆に増えているというのが現状でございます。ごみの排出を大幅に減らすことや徹底した再資源化の取り組みなど、抜本的な対策が必要と考えますが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

二つ目には、コンテナ回収のことでございますが、昨日来の本会議でもいろいろ議論がされましたので、的を絞ってお伺いいたしますが、昨日の部長の答弁から言いますと、資源物のコンテナ回収事業については、自治会が行う集団回収事業によって市内の循環の仕組みをつくり出していきたいという答弁がされておりましたが、そういう方向性を示すのであれば、新年度予算として提案されていますコンテナ回収用資源物ステーション設置事業というのは、集団回収の理解が各自治会で得られるまでは執行すべきではないというふうに考えますが、それについて御見解をお伺いしたいと思います。

それと、三つ目には、新たな財源確保策として自然エネルギーについて記されて

おりますが、どのような自然エネルギーの活用によって財源を確保されようかとされているのか、どういう普及施策を検討されているのか、それをお伺いしたいと思います。

次に、医療・介護・福祉施策についてお尋ねをいたします。

公立病院の新たな改革プランに基づいて、病院経営の健全化、効率化を図ることが書かれておりますけども、新たな改革プランの内容が新年度予算にどのように反映しているのか、お伺いしたいと思います。

新たなものがあれば説明をいただきたいと思います。

次に、障害者差別解消法及び合理的配慮の推進に関して新年度予算ではどのような施策が考えられているのかをお伺いしたいと思います。

そこで、昨日も議論がありましたが、現在、障がい者については、施設から在宅への流れが進み、地域で生活されます障がい者の社会参加の機会が増えてきていると思いますが、外出を支援するガイドヘルプサービス、こういうものが非常に少ないというふうに当事者のほうから声が上がっております。この人的確保に向けた同行支援に対する人的確保ですね、それに向けた取り組みがどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

最後に、公共交通、外出支援のところについて、少し重複するかもわかりませんが、質疑させていただきます。

まず、公共交通の関係ですが、市内の納税者、あるいは若者の声といたしまして、誰も乗っていないバスを見るたびに、非常にもったいないという気持ちになるし、もっと子どもたちに税金をかけてほしいなという、そういう思いになると。公共交通をどうしてもされるのであれば、もっと効率的な方法を考えてもらえないかという切実な思いもございます。

私は、質疑の中で市内の完結路線の運行について、デマンドとか、あるいは必要なときに皆さんが乗り合いをする集団乗り合い方式などの見直しを行って、経費の抑制を図るべきではないかということをお尋ねしておりますが、それについての御見解をいただきたいと思います。

それから、最後ですが、外出支援サービスの事業について。

この間、公共交通網が整備されることによって、そちらへの乗り換えを行うことで外出支援サービス事業の費用を抑えていこうということが行われまして、特に障がいの重い方に重点を移された外出支援サービスに変革をしてみましたが、結果的には障がいの重い方の登録も利用回数も非常に少ないという結果になってい

ます。先ほども福祉施策で申し上げましたように、障がい者の社会参加は、やはり移動支援も含めた同行援護も含めた施策と一体となっこそ、初めて外出支援サービスが利用できるのではないかなというふうに考えております。

したがいまして、地域の生活を支えていく本当の意味での公共交通と外出支援サービスを持続可能にしていくために、今の制度をもう一度再検討すべきではないかというふうに考えますが、そのあたりの見解についてお伺いをいたします。

これで1回目終わります。

議長（秋田裕三君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） それでは、「グローバルしそう」代表の大畑議員から12点の大きな点での御質問をいただいております。

私と教育長のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

ただ、非常に重要なところでの御質問をいただいておりますので、少し簡単にといいわけにはいきません。よって、長いところもありますが、御容赦いただきたいなど、このように思います。

まず、1点目ではありますが、新年度予算の編成に当たりましては、予算編成方針でもお示しをしましたとおり、普通交付税の段階的縮減が始まる中で、持続可能な健全財政に向けた取り組みを着実に推進して行くという考え方、この考え方には変わりはないところでありまして、行政のスリム化であったり、財政の健全化を進めていく所存であります。

まず、持続可能な健全財政についての一つ目の御質問であります。見直し事業と事業費についてであります。高圧電力にかかる売電契約の見直しなどによりまして、自主財源の確保も含めて約4,900万円の取り組み効果となっております。

次に、第3次行政改革大綱との整合性についてでございますが、普通建設事業費については、前年度比では増額となっておりますが、行革大綱の基準としている平成27年度の当初予算との比較では、総額、一般財源ともに減額となっております。また、繰出金については、職員の増加に伴う人件費等の事務費を除くと、実質減額となっております。

以上のことから行革大綱に概ね沿った予算であると、このように思っております。

次に、補助金の精査につきましては、各種補助金の実績等を確認し、繰越金の多い事業につきましては、今年度予算の減額調整を行っておるところであります。

次に、子育て環境の充実の中の1点目、子育て世代の経済的な負担軽減、これま

でもいろいろ各方面から御意見をいただいておりますが、安心して子どもを産み育てるためには、長期にわたる経済的な負担を軽減することが重要となります。特に、出費の増加する出産前後にかかる費用については、妊婦健診の費用助成を実施しておりますが、平成29年度新たに子育て支援の経済的負担軽減策といたしまして、現在、保険適用外のための自己負担となっております妊婦歯科検診、産後1カ月健診費用、1カ月児健診費用・新生児聴覚検査費用の助成をするとともに、育児に不安がある場合に利用する乳房ケアや産後ケア事業については、約9割を公費負担として経済的負担を軽減してまいります。

さらに、子育て世代に対する医療費負担の軽減策として、引き続き市単独事業として中学生以下の医療費の無料化を実施していくとともに、第29号議案で議決をいただきました、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正によりまして、新たに市単独事業として、母子家庭等の高校生の子どもの医療費の一部助成を拡充することで医療に関する不安解消を図り、安心して子育てできる環境を整備してまいります。

次に、定住・移住についてであります。

1点目の若者の定住施策であります。昨年11月に高校生の進学や就職についての意向を調査するため、市内3校の高等学校に在籍する3年生321人の生徒を対象にアンケートを実施しております。

調査結果によりますと、平成29年4月以降の居住予定地の回答では、就職希望の約50%の生徒が宍粟市を含む播磨圏域内での就職予定となっております。その理由としては、住みなれたまちで愛着がある、通勤・通学が便利である、あるいは家族が住んでいる、自然やまちの風景が美しいなどの理由となっております。

また、先月開催をしました企業説明会においては、参加者104名のうち8割を超える高校生が参加し、将来の就職先について真剣なまなざしで企業説明を聞く姿が見受けられたところであります。

参加された高校生の意見では、「市内で働きたい」、「雇用の場が市内にあるなら働きたい」が3割を超え、市内で就職を希望する傾向が徐々に高まっていることが伺っております。

今後、さらに若者の定住を高めていくためには、こうした自分たちが育ってきた我がまち宍粟に住み続けたい、そういう若者の気持ちをしっかり市が受けとめ、その思いに応えられる取り組みを実行しなくてはならないと強く思っております。

平成29年度には、引き続き企業説明会等々を開催し、企業と高校生のマッチングを推進していくとともに、新たに産・学・官が連携して地域社会のニーズに沿った人材を育成し、若者の定住促進へと繋げるための支援策を構築する、そのための調査・研究を行う予定としております。

さらに、平成30年度から伊和高等学校で新たなカリキュラムを導入する普通科キャリア教育類型では、年間を通じて地域の事業所等にインターシップを行い、社会人として必要な知識等を身につけ、将来の地域リーダーとして活躍できる人材育成の取り組みがいよいよ始まることとなっております。

市としても若者の定住に繋がる取り組みとして期待するところでありまして、学校、事業者とともに連携しながら取り組んでまいりたいと、このように思っております。

いずれの取り組みも若者の流出抑制に繋がるものであり、一人でも多くの若者が宍粟に定住していただけるように推進してまいりたいと、このように考えております。

次に、地域産業や地域資源を活用した多様で魅力ある仕事の創出、具体的な施策はと、こういうことではありますが、農林業に関連した雇用の場の創出として、既存林業事業体への新規雇用支援や就農者支援を継続して行うとともに、新たに新規林業事業体育成事業、それに耕畜連携による地域特性を生かした環境循環型農業の展開についても支援をするなどし、多様で魅力ある仕事の場の創出を行っていききたいと考えております。

また、山崎地区でも平成29年度から本格的に動くこととなっております中心市街地活性化計画に基づき、空き家・店舗を活用した仕事の場創出についても支援を行うなど、地域と一体となって取り組んでいくところであります。

次に、リフォームや住宅家賃補助、総合的な政策をと、こういうことではありますが、今回、再構築した移住・定住の支援策は、支援の目的や対象を明確にし、支援を行うこととしました。その中で、特に若者、子育て世代も含めてではありますが、定住、移住への支援について協議を重ねる中で、家賃補助等についても協議を行いましたが、助成対象の絞り込みであったり、空き家対策との関係で課題が残るのではないかとそう考え、今回、支援策として整備には現在至っておりません。

しかしながら、ただいまの御意見も含めて課題の一つとして捉えておりまして、今後、議論を深めて、さらに充実したものにしていききたいと、このように考えております。

次に、環境施策であります。宍粟市の可燃ごみや不燃ごみの量がここ数年増加する傾向にある一方、資源ごみが減少する中、平成29年度には資源ごみコンテナ回収事業について予算計上しているところであります。

この常設型のコンテナ回収方式の導入によりまして、ごみ分別をさらに促進し、可燃ごみ、不燃ごみを減らし、売り払い収入がある資源物を増やし、宍粟市の負担を削減していきたいと、このように考えております。

また、あわせて収集作業の効率化等々によりまして、収集経費の削減にも努めていきたいと。さらには市民の皆様がごみの減量化について、常に意識をしていただき、分別の効果や意義についても理解をしていただけるような啓発活動をさらに今後積極的に進めていく必要があると、このように考えております。

また資源物のコンテナ回収事業の制度設計についてであります。この御質問であります。平成29年度においては、いよいよ平成30年度からのその実施に当たってステーションの設置について自治会等との十分協議、連携をしながら進めていきたいと、このようには考えてはおりまして、今も鋭意努力をしております。この取り組みにつきましては、将来的に経費の削減、さらに地域のリサイクル資源集団回収等への発展に繋がるものと考えておりまして、資源が市内で循環する仕組みを構築したいと考えております。

ただ、一定段階的なものとして、将来は先ほど申し上げたとおりであります。そういった方向で進めていきたいと、このように考えております。

次に、財源確保としての自然エネルギーであります。地域資源を活用して、地域にお金が生まれ、地域が潤うことを目指した小水力発電事業を検討されておられまして、事業化に向け取り組みを進めておられる地域があります。引き続き実現化に向けた支援をしてまいりたいと、このように考えております。

さらには、次年度から森林資源の豊富な優位性を生かして、木質バイオマス発電についても調査研究を進めていきたいと、このように考えております。

公立病院の改革プランの新年度予算への反映、このことではあります。病院の経営状況につきましては、平成27年度から今年度にかけて、徐々にではありますが改善傾向にあるところであります。

今年度、新たに「公立病院改革プラン」を策定する中で、平成29年度以降の経営改善をより確実に図っていくと、このように考えております。

改革プランにおきましては、1次医療を担う開業医との連携強化による2次医療機関としての役割を果たす中で、患者の獲得を図るとともに、薬剤のジェネリック

化をさらに進め、診療材料においてもより安価なものへの切り替え等、そんな取り組みを計画しておるところであります。

平成29年度予算においては、このような取り組みを一つ一つ進めることによって、収入の増加、支出の抑制に努め、病床利用率、あるいは外来患者数といった目標数値も掲げる中で、経営の健全化を目指していこうとするものであります。

次に、障害者差別解消法、合理的配慮、この推進のことではありますが、合理的配慮への現在の取り組みといたしましては、講演会等の手話通訳であったり、あるいは、要約筆記を派遣するなど、障がいのある方ない方も等しく参加しやすい環境に努めておるところであります。また、聴覚障がいのある人等への配慮として手話通訳者による窓口対応、しそチャンネルでの手話講座の開設を実施しておりまして、引き続きこのような取り組みを進めてまいりたいと思います。

また、ボランティア団体「山の子グループ」等々のイベントの中にも、市内の中学生が参加するなどして、ボランティア体験を通して障がいに関する知識や理解を深めるなど、市民の中にも徐々に活動が広がっていると、こんな状況であります。そういった取り組みを市民の皆様や事業所等にさらに広めていくためにも、広報やホームページ等々でさらに周知をするとともに、各種団体の会合等あらゆる機会を通して、随時、普及・啓発に取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、市役所玄関付近の外部誘導タイルの改修を行い、視覚障がいのある方等への配慮も計画しておるところであります。

ガイドヘルプサービスの人材確保に向けた取り組みではありますが、市内には、社会福祉協議会の「ヘルパーステーションみなみ」と「ヘルパーステーションきた」の2カ所でガイドヘルプサービスが実施されておりまして、利用者からはガイドヘルパーが使えるて助かったとか、ありがたかったとかという喜びの声、感謝の声もいただいております。ただ、課題もあるところではありますが、今後、他の事業やいろんなこと、あるいは事業所と話し合っ、さらに今後の拡充についても検討を加えていきたいと、このように考えております。

また、市外のガイドヘルプサービス事業所を利用されている方もありまして、当面は、そういった方法もあわせてガイドの方々にも案内をしていきたいと、このように考えております。

次に、公共交通、外出支援サービスではありますが、市内完結路線については、これまでも申し上げておったとおり地域で乗って守るという立場で、現在並びに将来を見据えた地域の主体的な取り組みが路線バスの維持に繋がるものと、こういうよ

うなことも考えておりました、市民の皆さんに今、啓発も訴えをする中で、みんなで守りましょうと、そういう動きをしておるところであります。

そういった中で、一定の基準に達していない場合は、経費の抑制も勘案しながら、効果的、効率的な面から、デマンド方式等の運行なども選択肢の一つになるのではないかと、このように考えておるところであります。今後、随時見直せるところは見直しながら、さらによりよいものに仕上げていきたいと、このことが大事だとこのように考えております。

外出支援サービスの持続可能性、再検討ということではありますが、平成27年の11月より公共交通が再編され、また平成28年4月から外出支援サービス事業の見直しをと、こういうことではありますが、外出支援の見直しについては、先ほどあったとおり、対象者、目的地、料金の見直しなど、そういったものが主なものですが、特に、対象者については、見直し前までの比較的元気な高齢者、いわゆるみなし認定により対象となっていた方については、再編後の公共交通を利用させていただくため、真に外出が困難な方以外は対象外としておるところであります。

現行制度の利用者区分別に見ますと、登録や利用回数が多い、少ないという現状ではあります。今後、障がいのある方などを対象とした生活実態調査などにより利用実態をまとめ、真に外出が困難な方が利用いただけるよう検証していきたいと、このように考えております。

公共交通と外出支援の持続可能性については、外出支援の運営方法の見直し等の検討とともに、当然、公共交通とも密接に関連してくる課題でもあるため、公共交通の路線維持のための利用促進も含め、連携し検討していきたいと、このように考えております。

あと2点については、教育長より答弁をさせます。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、学童保育の支援員の人的な確保等について、二つについてお答えいたします。

まず、学童保育施設の拡充整備につきましては、ニーズ拡大に対応するために河東学童保育所、それから、くりのみ学童クラブの改築によりまして、40人の定員増を図るように予定しております。

特に、大きな課題であります人的な確保の取り組みのことなんですが、ハローワークを通じた募集であるとか、また、しーたん放送による募集、さらには人づてによって頼ったりというようなことで、必要な支援員数の確保に努めているところで

あります。

それから、もう1点の学習支援事業についてであります。昨日も幾らか御説明させていただいておりますが、平成29年度からは、3校増の8校で実施するというふうに予定しております。

当事業を円滑に実施するためには、指導候補者の発掘と確保ということが最大の課題となっております。現在のところ、平日の昼の時間帯に子どもたちの学習支援が可能な指導員の絶対的な数が不足しております。全小学校での可能が今困難な状況であります。

しかしながら、市としましては、市内全小学校で実施できるようにということが大きな目標でありまして、今後も指導者の確保や発掘、そして、より効果的な施策の実施ができるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほどの質問の中で、教職員に十分理解されていないんじゃないかというようなのも追加されていたと思うんですが、自習とか自学の定着が図られ、さらには子どもたちに落ちつきも出てきたというようなことも評価してもらっておりまして、有効な取り組みとして評価されたとともに、教職員にも理解されていると私のほうは理解しているところであります。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、2回目をさせていただきますが、まず、持続可能な健全財政のところでございますが、いろいろ廃止、縮小、改善、見直した事業の合計が4,900万円というふうにお聞きしましたが、全体の予算の中で非常に私は額として少ないなというふうに考えますが、もう少し具体的にどのようなことを見直しや工夫をされたのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それと、普通建設事業費、平成27年度と比較して増えていないんだというようなお話でございましたが、やはり、当局が定めておられます公共施設の総合管理計画、こういうものを見ましても、今後相当な公共施設等にかかるコストが発生してくるわけですね。たくさんの公共施設の維持、修繕に今後費用がかかってくるわけです。まして、人口減少社会であるということで、将来への過度な負担とならないためにも、新設というのは極力抑制していくというのが、今の政権としてやらなければいけないことじゃないかというふうに思うんですね。そのためには既存の施設を利活用していく方向というのを示してほしいわけです。ところが非常にそこが出てこない。相変わらずダム機能としての生活拠点づくりやということで1カ所にまとめた

ような新たな施設づくりであったり、幼保一元化施策でどんどん新しいものをつくっていかうという、そういう新しいものを建てていくという志向、発想、そこに変わっていないと考えるわけですね。ここを本当に基本的に見直していかないと無理だというふうに思います。

それから、子育て環境、これも医療費を中心というお話がありましたが、これも非常に大切なことですが、過度な医療ということで問題になっている部分もございますので、本当にそこは検討する必要があるかというふうに思います。もう一度市長にお伺いしたいわけですが、子育て世代の人たちへの経済的な支援のあり方として、どこに重点を置かれているかということですね。子育てのコストとか、若いですから、世帯の家計から考えると、非常に厳しいものがあるというふうに思うんですが、その負担感が重いのはどのような点かと。それをどんなことで軽減していこうというふうに考えておられるのか、その辺の施策に当たってのポイントを少しお伺いしたいと思います。

それと、先ほど言いました学習支援のところですが、教育長ちょっと誤解なんです、教職員がわかっておられないという意味ではなくて、努力されているけど、まだ5校に実施されないわけですね。これはがんばり補充学習という意味で少しずつ増やしていこうというこれまでの流れじゃなくて、子どもの貧困対策としてやろうということですから、全校で取り組むのが基本だと思うんですね。ですから、指導者が足りないということになれば、またその地域で格差をつくってしまうことになるわけですから、本当に学校がこの事業の趣旨を理解した上で取り組んでおられるのかどうか、その辺の理解が足りないんじゃないかということをお伺いしたので、教職員がどうこうという問題ではございません。そこについてもう一度御見解をお伺いしたいと思います。

それと、次に、定住・移住の関係でございます。

これもいろいろ取り組みを御紹介いただきましたが、宍粟の場合、高校生から就職先を市内に求めて転出を抑制しようというのはこれ一つあると思いますが、宍粟市で一番この転出超過になっているのは、中学から高校に至る段階ですね。就職ではなくて、進学のところでは相当市外を皆さんが選択をしておられるんじゃないかということやと思うんです。これは何も悪いことではないと思いますので、いいんですが、あるいは、また高校から大学というところですね。そういうふうに見聞を広めていくとか、向学心を持ってやっていくというのは大事なことだと思いますが、問題はその後のリターンですね。そこでどれだけほかに負けない宍粟の魅力を発揮

してUターン策をとるかということだというふうに思います。

一つ紹介をしたいんですが、住宅精査の中で移住者が宍粟に入ってきてたい、それも仕事の関係で入ってきてたいというときに、どこか住宅家賃補助とか、それから住宅を借りるのに行政の支援策がないですかと尋ねられたんですが、何もなかったんです。ですから、今回も市内での住宅取得の補助金は設けられますけど、持ち家じゃない方、賃貸なんかで入って来られる、賃貸住宅に住まわれる方とか、市内の方でもすぐ持ち家じゃなくてアパートに住もうとされる人たちの補助制度はないんですね。だから、その辺は定住もそうだし、入ってくる人たちのところも住宅政策を意識する必要があるんじゃないかなということを考えて、もっと総合的な施策をというふうに申し上げているわけでございます。

それと、もう一つは、住宅取得のところで少し気になるのがございます。どこに住んでもいいというこの補助金制度だと思うんですが、これちょっと無計画じゃないかなというように私は思っています。いろんな町の状況を見ましたら、例えば、まちの中心に住んで住まいを求めてもらうときには補助金制度は高く、要するに中心市街地の賑わいをつくっていこうということで、そこへ誘導していく補助金を持っていったり、あるいは、過疎地域での今後の若者としての担い手になってもらうために、過疎地域へ誘導的に補助金をかさ上げしているとかね、いろんなことをやっているわけです。ですから、やっぱり補助金にもメリハリをつけて、どこでどんな役割を持ってもらうのかということメッセージとして出す必要があるんじゃないかなというように考えましたので、もう一度その辺についての考えを伺いたいと思います。

それから、ごみの問題でございますが、にしはりまの部分につきましては、大体もう10何年かに決まっておりますので、努力することというのはもう大幅にごみを減らしていくこと、大胆に減らしていくこと、そして、先ほどもありましたが思い切った資源回収、循環社会をつくり上げていくということだと思っております。その部分での啓発といいますか、一緒に市民が参加をして、そのごみ問題を考えていただくことが、今後ものすごく必要になるかと思っておりますので、これだけの費用もかかっているんだということをもっともっとPRをして、そして本当の意味での排出抑制、そこからかかっていくようなごみ問題の取り組みを是非やっていただきたいなというふうに思っています。

そのごみ問題と、もう一つは、エネルギーで財源確保していこうという話、これは私も賛成でございまして、財政をよくしていくには、税収を増やしていかなけれ

ばいけません。個人でありますとか、事業主、事業者の税金を払う力、担税力みたいなものを高めていかなければいけません。そうするためには、この地域経済が潤わなければいけませんし、市内で循環する経済システムをつくらないかと。そういう意味では、森林資源を活用した地域内での循環経済をつくっていくというのは、これはもうそのとおりだということに思うんですが、やはり、まだ木質バイオマスについて調査研究していくというふうに言われました。これはちょっとまだ調査研究では僕は生ぬるいというふうに思いますので、本当に森林から創まるというふうにおっしゃるのであれば、もっと大胆にこの森林資源を活用したエネルギーの取り組みを進めていただきたいということを思います。

それと、次に、ガイドヘルプの関係なんですが、確かにガイドヘルパーも何人かいらっしやいます。ところが、障がい者のガイドヘルプだけでは事業所はなかなか雇い切れないということですね。必要量としてそんなにまだ多くありませんので。ですから、高齢者の訪問介護と両方持った人が大体事業所にいらっしやるんですね。社協にもいらっしやるんです。そしたら、どうしても高齢者のほうにシフトをしまして、実際障がい者が使おうというときに人が足りないという現実があるわけです。ですから、量を増やさなければいけないというふうに思いますし、もっともっと障がい者の社会参加を勧めていく取り組みが並行して行わなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、この合理的配慮の施策もいろいろ述べられましたが、やはり同行支援をしていくガイドヘルパー、こういう人の養成をしていくような施策、そういうものも是非今後展開をしていただきたいなというふうに思います。

議長（秋田裕三君） 大畑議員、発言の途中ですが、かなりオーバーしておりますので、簡潔にお願いします。

6番（大畑利明君） 答弁も非常に長かったんでね。

最後にします。外出支援サービス、これは今の宍粟市のサービスは非常に素晴らしいサービスやと思うんですが、私ちょっと言葉適切じゃないかもわかりませんが、過剰サービスではないかなというふうに思っているところもあるんです。本当に真に行政が担わなければならない範囲はどこなんだと。それから受益と負担のバランスですね。そういうことももう一度考えないといけないんじゃないかなというふうに思うんです。

やっぱり、全然利用されていない方から見たら、あるいは家族がそういうことをちゃんと支援しておられるところから見れば、相当ギャップがあります。そこでの

市民の不満も出ているのも事実でございます。だから、その税金の使われ方としてどの辺が公平なラインなのかということを考えていかなければいけないと思いますし、このサービスを続けていこうと思われるのであれば、やっぱり委託方式というものも検討されるべきではないかなというふうに思います。

これで2回目終わります。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 1回目の答弁が長過ぎて申しわけないんですが、非常に難しい重要なことだったので、あえてそういうことでお許しいただきたいと冒頭申し上げたとおりであります。

今、2回目の御質問で可能な限り私の範疇で答えますが、もしかして抜けておりましたらひょっとして担当部長が答えるかもわかりませんが、まず、具体的なことについては後ほど担当部長から、財政のことについて。

公共施設については、やっぱり将来へということは、負担のないように基本的にはと、新設はいかがかと、この考え方は違いないんですが、必要な施設というものはどうしてもやむなしに、こういう考え方は持っておるところであります。

それから、子育ての考え方でどこに焦点を絞っとんかという意味合いだったと思うんですが、子育てについて特に出産から育児の部分、それから医療費に係る部分、それから教育、こういったところに非常に負担感があると私は思っておりまして、そういったところを可能な部分で支援できるところを中心にやっていきたいと、このように考えております。ただ100%でないことは重々承知をしております。

それから、中学校あるいは高校でどんどん進学で外へ出ていくんですけど、そのこととはということ、それは否定はないんだけどということ。どんどん外へ出てグローバルにいろんな勉強をしながら、さらに宍粟市へ返ってくるこの手だてとこういう意味合いだと思いますが、まさしくそうでありまして、そのためには、私は一つには子どものときから教育の中で、ふるさと教育で、そういったことも非常に重要な観点があると。同時に、社会の構造の中で働く場、あるいはそういった意味で、先ほど申し上げた出産、教育、そういったもののいわゆる生活の暮らしやすい環境、そういったことが一つここは大きく影響して、場合によってはUターンに繋がってくる可能性があるかと、このように考えております。

それから、住宅施策であります。今いろんなことを模索しておりまして、今までそれぞれの部署で、産業部であるとかいろんな部署でばらばらであったものを統一して、できるだけ包括してわかりやすいものをつくっていかうと。例えばであり

ますが、40歳以下の方が帰られたら何ほかしますよ。それに子どもさんがいらっしやったらどうですよ。さらにまた、市内の大工さん等々で建てられたらどうですよとか、木材で建てられたらどうですよとか、そういった枠組みを今最終的にいろいろと調整をしておる段階であります。その一つに、今議論の分かれ目は、いわゆる賃貸住宅、ざくっと言いましてアパート、そういったときに支援できるのか、するべきなのかどうか、これも今議論の最中でありまして、必ずしもそうなるとは今の段階では言いきれませんが、私は要は市内に住んでいただくことが非常に大事なことでありますので、そういったことの視点も忘れないように、これからそのことは詰めていきたいと。そのことも非常に大事な課題だというふうには認識をしております。

それから、ごみを減らすということで、当然、今のにしはりまの状況も御存じのとおりでありまして、なかなか厳しい状況であります。市民の参画とともに、このごみを減らす、あるいは、ごみ問題を考えていくことが非常に重要な部分でありますので、今回、何でコンテナ回収へいくのか、そのことが将来どうなっていくのか、そういった教育・啓発含めて市民の皆さんとともに考えていく中で、減量化を進めることが大事ではないかなと、こんなふうに考えております。

それから、森林資源エネルギー財源確保ということではありますが、私は常々宍粟市は豊かな森林があります。何とかそれをいわゆるバイオとして使えないかということで、残念ながら今、県でいよいよ3カ所になりましたが、この近くでは赤穂の日本海水がなされております。そこに宍粟市の材を持って行って、ざくっと年間7万立米ほど持って行きよんですが、何とか市内でということありますんで、調査研究が手ぬるいんちゃうかと、ゆっくりじゃないんかということあります。まず、できるだけ手早くそういったことに対して、宍粟市で可能なものは一体何なのか、大きさは別にして、そういったものから進めていくことが大事だと、このように思っております。

それから、ガイドヘルプについては、養成することの政策、これも非常に大事なことでありますので、そのことも課題として捉えていきたいと思っております。

それから、外出支援は基本的には真に必要な人の、このことを念頭にいろいろやったところあります。今後いろんな課題もありますので、またいろいろ御意見をいただきながら、いいものに、また必要な人にきちっとできるような制度となるようにしていく必要があるだろうと、このように考えております。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 学習支援事業についてですが、13校中分の8校ということは、教育の機会均等という観点から見ましても大きな課題があるというふうに認識をしております。したがって、早期に全校実施できるように鋭意努力していきたいと、このように考えております。

また、健康福祉部が訪問学習支援事業というのを計画しておりますので、その辺とも連携しながら、一人でもそういう学習支援の必要な子を見落とさないように、連携して取り組んでいけたらなと思っております。

議長（秋田裕三君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 私のほうからは、財政の健全化に向けた部分でのことで答弁させていただきます。

やはり、持続可能な健全財政を維持するというのが、やはり大きな命題でございます。その部分で、やはりちょっと取り組みとしては不十分であったかもしれませんが、先ほど市長がおっしゃられたような4,900万円の程度の見直し、その主なものとしましては、やはり行政経費の改善というところが大きくございます。それが約2,500万円程度。

あと、自主財源の確保というようなことで、遊休市有地といいますか、という部分の売却やそういう部分の促進、あるいは広告料等の部分、若干ではございますがその収入を見込んでおります。

あと、補助金、あるいは事務事業につきまして、一定の期間が過ぎて、もう事業効果が終了したと思われる部分で4点ほどの事業について削減をしております。

あと、いろいろなイベント等の補助金等、先ほどもありましたように、の廃止、あるいは繰越財源をある程度持っておられる部分につきまして、新年度の事業が展開する部分を抑えていただく、そういうような調整が主なものでございます。

資料につきましては、委員会のほうにまた提出させていただくようになりますので、その点よろしく申し上げます。

あと、普通建設事業費の部分につきましては、議員おっしゃいますように、やはり公共施設総合管理計画がございます。これによりますと、面積でいって単純に40年間で36%、約4割近い部分が過剰になってくる、これからいろいろと老朽化を迎えてまいりますので、その建て替えの部分、そのまま建てるとそのぐらい削減しないと財政的には無理なことになってまいりますので、その点で平成27年度につきまして、先ほどあったように、の部分で行革大綱の部分は基準として見ておりますの

で、平成29年度につきましては、とりあえずは大綱の趣旨に沿った部分にはなっております。しかしながら、将来的にはおっしゃるとおりでございます。

ですから、この部分につきましては、今後老朽化で建て替えざるを得ない部分を集約して機能は維持をした上で、利活用に利便性を向上していくと、そういう方向で検討してまいっておりますので、そういうことで進めさせていただいております。以上でございます。

議長（秋田裕三君） 6番、大畑利明議員。

目安時間ははるかに過ぎておりますので、簡潔にお願いをいたします。

6番（大畑利明君） ちょっと漏らしておったのがありますので、もう1回だけお許しをいただきたいと思います。それと、答弁をちょっといただけなかった部分とあわせてお願いしたいと思います。

一つは、教育長から御答弁をいただきました学童保育の拡充整備、いわゆる施設のほうは拡充を図っているんだけど、人的確保のところは課題であるということがあって、その確保に向けた取り組みということで、ハローワークとかいろんな話も出ましたが、根本的に学童保育だけではなくて、保育所なんかの保育士も含めて、今、国も含めていろいろ全国で問題になっているのは、やっぱり処遇の改善ということかと思います。賃金を上げるだけじゃなくて、いろんな形で何とかその人材確保に向けた処遇の取り組みがされておりますので、そういうところに踏み込んでいただかないと解決はしないというように思いますが、最後にその御見解だけ伺っておきたいと思います。

それから、もう一つ、住宅のところでも私ちょっと家賃補助も含めてリフォームのことを言ったんですが、これは今、市内にたくさんあります空き家ですね、こういうのが資源として利用されるためには、生活として使われて初めて資源になると思うんですね。ただあるだけでは資源と言わないと思うので、資源化するためにはそういうリフォームを含めた補助金を導入することで活用が進むんじゃないかなというふうに思いますので、その点ちょっとお伺いしたいのと。

それから、土地取得でどこでもいいんじゃないかと、もっとめり張りをつけたらどうですかということに対してお答えがなかったので、その3点ちょっとお願いしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 福元市長。

市長（福元晶三君） リフォーム等についてもお答えはしませんでした。今検討の中で空き家対策、空き家利用、活用を含めて検討をしており。ただ、それが具体

になるかどうかは別として、それは十分念頭に置いて検討していきたいと思います。

それから、めり張りなんですけど、そのことを例えばこの都市計画区域中心市街地のどの、あるいは北部でどのとこういうことだと思っんですけども、果たしてそれがいいのかどうか、先例も先ほどおっしゃったとおりでありますけど、少しそのことも含めて検討していく必要があるだろうと。ただ、そうなるかは別として少し検討していきたいとこのように思います。

議長（秋田裕三君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 支援員の方とか、学童保育にかかわってくださっている指導員の方につきましての賃金体系につきましては、近隣市町の状況等を見たり、また、国が進めております処遇改善の動向にあわせて、今後その必要性につきまして検討する予定にしておりますので、また決まりましたら、お知らせできたらと思っております。

議長（秋田裕三君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、6番、大畑利明議員の質疑を終わります。

続いて、稲田常実議員の予算質疑を行います。

2番、稲田常美議員。

2番（稲田常実君） 通告書に基づき予算質疑をさせていただきます。2番、稲田です。

まず、主要施策説明書の32ページの部分で、通勤・通学費助成事業に関して質問いたします。

事業内容に通勤と大学・専門学校への通学に係る公共交通の定期券料金に対しての助成金として213万6,000円が計上されておりますが、対象は中播磨・西播磨以外となっております。遠隔地に通勤・通学する市民の負担軽減でありますけど、以前にも同様の質問があったと思うんですけど、どうして改善されないのか、また、たつの市や姫路市が含まれないのはなぜなのかお聞きします。

続いて、主要施策説明書38ページですが、高齢運転者免許自主返納促進事業についてお伺いします。

高齢者の運転免許自主返納者に市内公共交通バスの運賃補助として回数券の補助として、約90万円計上されておりますが、目標数値と対象者の数や返納予定者の数は把握されているのか。

続きまして、43ページの滞納徴収対策事業ですが、昨年度より339万円事業費が削減されております。少ない経費で最大の効果ということで、評価できるものと思

いますが、具体的に何が削減されたのかお伺いします。

続きまして、70ページの森林セラピー推進事業ということで、森林資源を活用したヘルスツーリズムとして実施することで、観光客の増加と関連産業の振興等による新たな雇用の創出とありますが、どのような産業と森林セラピーをまたどういった形で結びつけていくのかをお聞きします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 稲田常実議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 稲田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私からは森林セラピーの関係等々で御回答させていただきたいと思います。

森林セラピーにつきましては、昨年6月25日にグランドオープンをし、基本的なプログラムを中心に実施をしてきたところであります。

来年度におきましては、さらに来訪者、体験者を含めてですが、その増加を図るため、ガイドのレベルアップを行うとともに、単一的なプログラムだけでなく、セラピー希望者の要望に応じたヨガ体験やあるいはウォーキング体験などを組み合わせたプログラムをつくるなど、多彩な事業展開を図ることとしておるところであります。

このような事業展開を行うことによって、宿泊施設や飲食施設と連携して、地元の産品を活用した宍粟ならではの料理の提供を行うなど、観光入込客の増加と関連産業の振興に結びつけていきたいと、このように考えております。

他のことについては、具体的なことでありますので、担当部長より答弁させていただきます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、通勤・通学費の助成事業についてお答えをさせていただきたいと思います。

この制度につきましては、公共交通を利用して都市部への通勤・通学という新しいライフスタイルにより、遠距離通勤する方や大学等に通学する学生を支援するということで、宍粟市への定住やあるいは公共交通の利用促進、そういうことを図ることを目的に支援を行っているところでございます。

これは、通勤者につきましては、例えば、阪神間で住居を構えておられたり、あるいは、住居を構えようとしている方が宍粟市からも高速バス、あるいは電車等の公共交通を使えば通える範囲という形に考えていただき、宍粟市に居住してもら

うことを期待をしながら、さらには、学生については、宍粟から通学することによりまして、卒業後実家から通勤可能な企業等への就職を選択してもらいたい、そういう思いを持って制度設計をしたものでございます。

その考えから通勤困難と考えられる地域は、一般的に中播磨、西播磨以外ではないかなという考えに基づいて制度設計をしたものでございます。ただ、制度開始時からいろいろな御意見をいただいております。また、この要綱につきましては、平成29年度末をもって一旦失効する要綱の規定にしております。これは、この間の実績に基づきながら見直しを図っていくというところの基本的な方向性の中で、こういうことをしております。今、なぜ見直しをしないのかというふうな御質問もありましたが、一定複数年の実績を踏まえながら、平成29年度に平成30年度以降の制度について再考、あるいは見直しをすることとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 私のほうからは、滞納徴収対策事業につきましては御質問にお答えします。

事業費の削減につきましては、具体的に何が削減されたのかという御質問でございますが、収納事務補助員が現在2名あったものを実情にあわせて1名減員としたことによるものであります。主に収納事務補助員1名分の人件費、共済費、賃金が減額となっております。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 1点漏れておりました。申しわけございません。

高齢運転者免許自主返納の促進事業についてでございます。

全国的に高齢運転者が加害者となる重大な事故が増加をしておるといふ状況にあります。宍粟市においても、高齢者の交通安全対策として、自動車の運転に不安を感じておられる65歳以上の高齢運転者の方が、自主的に運転免許証を返納しやすい環境整備が必要だといふふうにご考へておられます。

都市部のように鉄軌道のない地域でありますから、自主返納はなかなか難しい部分もありますけれども、高齢ドライバーの事故が社会問題化する中で、自主返納を促していく施策も必要という視点で、今回制度化を行うものでございます。

対象の数につきましては、65歳以上の免許保有者は平成28年3月末の数値であり

ますが7,433人、平成27年度、1年前の年度ですが、免許返納者は129人ということになっております。

ただ、この129人の中には市外の在住者の方もいらっしゃるというふうにお聞きをしております。さらには、65歳未満のドライバーも含まれておるといふふうに警察のほうからはお聞きをしております。そういうかげんで今回予算化につきましてはその7割程度、129人の7割程度を予算計上をさせていただいているというところでございます。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） ちょっと時間ばかり気になります。

まず1点目の補助金の通学補助ですね、見直しということで、是非含めていただきたいのは、先ほど岡前議員の発言でもありましたけれども、宍粟市も山崎からだけじゃないんで、北部となるとやっぱり40キロ近い差があるところもありますんで、宍粟市の中心を見るのか、北部地域も見ることということで変わってくると思えますけれども、やはり、たつのに出られている、勤めに来られている市外の方の8割が宍粟市やということで新聞報道がありましたけれども、8割の方が宍粟市からたつのに行かれているということは、その全て助成したというわけでもないですけども、会社も交通費を支給できるところと支給できないところもあります。それから、その3分の1という補助なんですけれども、何かあり方を考えていただいて、学生で阪神間に出られている方の帰って来られる確率よりも、たつのに出られる確率のほうが明らかに高いです。ですから、今、たつのに勤めに行かれている方だけじゃないんですけれども、やっぱり宍粟の北部に会社があってもその地域で雇用がないということで、南で出られるケースもあります。ですから、その辺を会社が交通費というものは見るもんだと思いますけども、特に宍粟市は特別な雇用の関係も他市とは違った、どっちかというマイナスの部分があると思うので、それをプラスに変える方向転換を望んでおります。

それから、2点目の交通法の改正によって免許返納ということなんですが、僕は単純に月の5,000円の半分の補助金の2,500円掛ける12掛ける30人ぐらいかなと思っていたんですけども、実際100何人、70、80人の補助ということで、宍粟市の場合は、単なる交通だけの問題じゃないと思うんです。ですから、返納される方が何かちょっと魅力がないと、生活用品に還元できるようなシステムであったり、地域循環のシステムも含めてやっていただくと、少し率が上がるんじゃないかなと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

それと、滞納整理関係なんですけれども、その事務補助員というのは、今2名いらっしゃった方が1名ということは、これは市役所の職員の方が技術的にも向上されて人手が要らなくなったのかということをお聞きしたいのと、それから、もう1点は債権回収課の場所なんですけれども、やはり、収納率を上げるために今の場所がどうなのかと、やっぱり督促状が届いて、あそこへ来られる方というのが督促状が届いた方と認識してしまう可能性があって、課の中ではやっぱりそういう部分も含めて早くきちんと払っていただくというほうに結びつけたいんやということがありますが、やっぱりプライバシーの問題で僕はあそこにあるのがいいのかということとをずっと思っております。ですから、なかなか大がかりな場所は難しいとしても、やはりそこへ来られている方というのは、支払う意欲のある方だと思っておりますので、もっと来られないとか、無視されている悪質な方と同じ扱いではちょっと来られる方の数の減少に繋がるんじゃないかなと思うので、その辺について、そこだけ再質問させていただきます。

議長（秋田裕三君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 通勤・通学の補助、さらには免許返納の関係の2点ということでございます。

おっしゃいますとおり、総合的な見直しを図る必要があるのかなというふうに思っています。というのは、制度設計時には、通勤の方も利用いただけるのかなというふうに思っておりましたが、予想に反して少し少ないという状況でございます。それは通勤手当が会社のほうから出ているというかげんもあるんでしょうけども、ほかの要素もあるかもわからないというところで、その部分については十分検討を加えていく必要があるのかなと思っておりますので、総合的なところでの見直しを進めていきたいというふうに思っております。

さらには、免許返納の件につきましては、ほかに特典が必要なんではないかなという御指摘でございました。今、宍粟市の市が公費として支援するのはこの部分ということで御提案をしておりますけども、それ以外の民間の部分での特典の要請ということについても、今後取り組んでまいりたいというふうに思いますので、免許を返納される方が、こうしたいな、返納してもいいなというふうに思ってもらえるようなことに少しでもなればいいなと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（秋田裕三君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 滞納に係る収納事務の補助員の減員なんですけれど

も、この補助員につきましては、業務としましては訪問徴収を主にお願いをしておるところでございます。それが平成28年度当初の徴収の世帯数から12月末現在におきまして、約4割が完納されたというようなことで、減っておるということで、1名で対応できるんじゃないかと。それにつきましては、周りの職員もまた協力して助け合いながらやっていくというようなことで考えておりますので、今1名減で対応できるんじゃないかということで、今回1名減の予算を上げさせてもらっております。

それと、場所のことについてなんですけれども、やはり窓口での対応をさせてもらっているんですけれども、対話室とかというような利用もございますし、また、そこらの部分、プライバシーの部分につきましては、市の内部で若干検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（秋田裕三君） 2番、稲田常実議員の質疑をこれにて終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第44号議案から第54号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月27日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

本当に御苦労さまでした。

（午後 2時47分 散会）